

平成23年第1回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成23年3月10日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時40分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長 兼経済建設課長	川越一男君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 尾崎学君

教育委員会会長 安川登志男君

教育委員会会長
生涯学習部 石川誠君

農業委員会会長
会長職務代理者 飛世薫君

農業委員会会長
農事事務局 山本良文君

監査委員 三原紘隆君

監査委員局長 岡強志君

事務局出席者

議会事務局局長 藤田功君

議会事務局局長 小ヶ島清一君

議会事務局局長
議事課主任 東川晃宏君

議会事務局局長
議事課主任 御代田知香君

議会事務局局長
議事課主任 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

18番 斉藤 昇議員。

18番(斉藤 昇君)(登壇) 2011年第1回定例会に当たり一般質問をいたします。

質問の第1は、23年度市政執行方針と予算について、端的にお伺いしたいと思います。

1つは、市長の市政執行方針では、一番先に述べられるのがマニフェストについてどうだったかと、ここから市政執行方針では入っておられるけれども、昨日の答弁では基本計画、こことマニフェストの関係については詳しく答弁もされていて、総合計画の重視をしているんだということをはっきりと述べられているので、そこで平成20年2月に作成した土別の総合計画、現在の状況、それから今後の取り組み、前倒ししてやられたやつございますけれども、今後の取り組みについての事業、こういう面、特にソフト面での実績についてもお答えをいただきたいと思うのでございます。

更に、財政健全化計画の達成状況、これもどうであったのかということと、更には23年度の予算の主なもの、これらについてもお答えいただきたいと思うのでございます。

市長もこの9月で折り返し地点を迎えると、こうおっしゃっておりますけれども、市長のこれまでのマニフェスト、随分あらかたの問題は実現できたと、こう胸張っておられますけれども、私はマニフェストが絶対的ではないというふうに思っているものの一人でもございます。特に、マニフェストでパークゴルフ場、これをどうしてもつくるという市民のいろんな対話を深めた中で、パークゴルフ場は時期尚早ではないか、こういう意見も出されて、市長もそれらについては時期尚早というのはあるけれども、しかし、任期中これをやるという方向といたしますか、これについては今後考えるんだと。時期尚早とっておりますけれども、こういった市民の要望、これらについては本当に実施する気があるとすれば、市民の皆さん方に再度いろんな地域担当職員もおりますし、あるいは出前講座なんかもございますけれども、そういうところで市民の皆さんにそういう意見をしっかり聞いて決断していくべきだと、こう思うんですけども、この点、今回職員がずっとパークゴルフ場についてもさまざまな意見を出されて、時期尚早というふうになったんだけれども、今後のこのマニフェストに載っているパークゴルフ場、これらについてどういうふうにしていこうとするのか、マニフェストの見直し、こういう

ものはあるのかどうか、この点についてもお答えをいただきたいと思うのでございます。

総合計画の実施計画、これらについては先ほども言ったけれども、前倒しされたものと、あるいはきのうから論議になっております日向温泉の先送り、これらの問題もでございますけれども、総合計画の見直し、これらはどういうふうに行われるのか。議会で一回議決をしているわけだから、見直しに当たっては議会に再度諮る必要があるのではないか、実施計画は議会の議決事項ではございませんけれども、そういうふうにも考えられますけれども、これら総合計画に対する市長の考え方、あるいは見直しの計画、これらについてどうしていこうとしていらっしゃるのか、この点もお答えいただきたいと思うのでございます。

更に、今年市長の予算編成では、まちづくりのための特別枠、これについても初めて載せられたのでございますけれども、23年度の予算に計上した事業、特にソフト面でも力を入れたい固有事業など、どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。そして、それらが市民の皆さん方に詳しく伝わって、そして大きな実績を上げていく。それで、この特別枠は今後とも継続をしていくんだとおっしゃっておりますけれども、特別枠に対する予算、これは市長としては上限というか、あるいは下限といえますか、どの程度考えた特別枠というふうにお考えになっているのか。そういう一定の額を決めて臨む必要があるのではないか、こう思うんだけど、いかがでしょうか。その点をお答えいただきたいと思います。

次に、質問の第2は、市立病院の改革プランについてでございます。

1つは、議員協議会の中でも説明はいただきましたけれども、私は市民の皆さん方の前にも、この改革プランが明らかにされるように、この本会議の中でこそ改革プランの具体的な中身、前改革プランとの違いや発展させた方向、これらについても本議会の中で詳しく答弁を求めたいと思うのでございます。

きのう、十河議員も質問しておりましたけれども、病院経営改善策の中でも病床規模、これらも見直されて、そして病床数を少なくする、そういうふうに言われているんだけど、そうなりますと、いわば赤字がますます増えていくのかどうか。私は、特にこの改革プランの中でも申し上げたいのは、一般商店街や営業している皆さん方にあつたら、お客さんやあるいは仕事があればその店はもちません。しかし、市立病院はいわば患者さんは忙しくて手に負えないから、市内の開業医の皆さんに何とかお願いしたいと、そう言っているながらも、1日結局は150万、200万、赤字の累積が重なってきている、こういう状況でございます。

特に、内科医2名、この充足が急がれるんだけど、これも見通しが立たないというふうになりますと、赤字は膨らむ一方になるのではないかと、こう思うんだけど、この点どうお考えになっているのか。特に、支出の抑制策では、クラーク業務について委託から直営に戻されるということでございますけれども、委託のほうが安上がりだと思っていたら、こういうふうには委託業務から元に戻されて職員の直営をする、こういうふうに戻されるなんていうのは、今まで余り聞いたことがないんだけど、これらについてはどういうふうには委託のほうがお金がかかるのか、直営のほうが収入増に結びつくのか、この点を明らかにしていただきたいと

思うのでございます。

収入の確保についても、随分と新たな提案がされておりますけれども、これらについても詳しく答弁をいただきたいと思うのでございます。

改革プランは赤字が固定していく、こういうふうになっているのでございます。見直し案では、新たに23年は前回の改革プランよりも2億2,800万、これ増えて合計9億7,000万の新たな繰り出し、そこで公営企業会計にいう繰り出し基準、これは繰り出し基準というのはどこに置くのか、5億なのか6億なのか、繰り出し基準というのがありますよね。しかし、そのほかに赤字が増えるものだから、新たな繰り出しとってどんどん増えていく。例えば繰り出し基準を念頭に置いて、やっぱり経営改革プランを立てるべきではないか、こう思うんだけど、その繰り出し基準ってもののラインはどこら辺にあるのかということ、この際、お聞きをしたいと思うんです。

24年も結局は9億3,800万円の全体での持ち出し、これは繰り出し基準も入れてですけども、だから繰り出し基準が例えば6億なら6億だとすれば、3億あるいは4億の新たな繰り出しになっていく。こういうことを続けていけば一般会計、財政ですから、大きなやっぱり負担がかかってきて、一般会計で市民の要望にこたえる事業、これらが少なくなっていく、こう考えるんだけど、きのうの答弁では一般会計では大丈夫ですよ。それは仕事をしなければ大丈夫なものだと私は思うんだけど、そういう一般会計に与える影響、これらについてもこの際、どうお考えになっているのか、お示しをいただきたいと思うのでございます。

特に、やはりきょうの道新に道立病院のいわば経営は、人件費が100%だなんていう記事が出ておりましたけれども、やはり市立病院にとっても人件費の占める割合というのは非常に大きいと思うんです。これは大体何%を占めているのか。特に、職員や医師の給与費、これだけ見ると少ないようだけれども、例えば医療のいわば精算業務、これらについてはもう民間に委託をしておりますし、そのほか臨時でありますとか、あるいはパートでありますとか、さまざまな人がかかわっている。こういう臨時やパートというのは人件費は物件費、こういうふうに見られているんだけど、職員の給与費というか人件費と換算といいますか、正直言って人件費については何%ぐらい、臨時やパートも、あるいは委託業務の中での人件費、これらも含めてどのぐらいの額を占めているのか、この際、承っておきたいと思うのでございます。

更に、きのうも医師の確保対策には全力を挙げたい。特に、内科医2人がこの3月で引き上げになるわけでございますけれども、これには本当に市民のためにも、そして病院の経営にとっても、市長は全力でいわば医師確保対策に当たっていただくように強く要望申し上げたいと思うんです。

これはなかなか議員の中でも話をしたりするんだけど、私どもが医師対策に行くと言ってみても、大学病院に行ってお願いするかと言ってみても、これはもう来てもらったって市長や院長が来ているんだから、それ以上のことはできないから来てもらっても困りますと。何もあなた方に来てもらっても、医師が確保できるわけでないというようなことでありますし、な

かなか私どもが医師対策に動くなんていうのも非常に難しい状況にあるわけでございますから、やはり市長や院長が中心になって、医師対策に力を入れていただきたいということを強く要望をしておきたいと思うのでございます。

23年度は、長年務めていただいた院長も退職になり、新しい院長予定候補も副院長が今度院長に昇格するふうになるわけでございますけれども、本当にいい医療や市民に信頼される市立病院づくりのためにも、新院長中心になって医局が、全職員が全力を挙げて頑張っていく、そういう体制をつくり上げていただくことを心からお願いしたいと思うんです。

それと同時に、センター病院である名寄市立病院との広域連携のこれらにも力を入れていくべきだと思いますけれども、随分と連携が少しずつ深まってきていると思うんだけれども、これらセンター病院である名寄市立総合病院との広域連携についても、この際承っておきたいと思うのでございます。

次に、商店街の実態と展望についてでございます。

商工会議所のアンケートを見ましても、随分とやっぱり商店街が疲弊していく、そういう状況に歯どめがかからないという状況が続いているところでございます。特に、ここ10年の空き店舗の状態、これらについてどう把握しておられるのか、この際、承っておきたいと思うのでございます。

更に、農業の後継者の問題が議論に昨日もなっておりますけれども、商店やあるいは業者にとっても後継者不足、ここが非常にやっぱり大きな問題になっていると思うのでございます。後継者がいないから、もう店を閉じざるを得ない、こう言って空き店舗や空き地となっているこれらの実態でもございます。

そこで商店が廃業して、あるいはやめて土地が残る、建物が残る、こういうところはどのぐらいあるのかということでございます。そして、その土地が残っているけれども、もう土別から去って行って不在者となっている不在地主、そういうところはどのぐらいの件数があるのかということでもございます。そして、土地を売りたいと言っても、なかなか土地の売買ができない。だから、固定資産税は市に払わなければならない。こういう声も聞かれて、だれか買ってくれる人はいないかなんていう声も聞かれるところでもございます。

私は、こういう人々についても、市としても、あるいは会議所や商店街振興組合なんかとも連携して、こういう相談にも乗ってあげられるような、そういう体制をつくるべきではないかと思うのでございます。

例えばプリンスホテルの跡地なんかは、あそこは何回か競売にかけられても買い手がつかないという状況でもございます。これは所有はどこにしているのか、そして、ここは固定資産税は恐らく入っていないんだと私は思うんだけれども、こういうところに対する固定資産税、空き家にはなっているけども固定資産税は評価額どおりかかっている。壊したくても壊すお金もない、こういう声も聞かれたりするんだけれども、これは一般住宅でもそうでございますけれども、特に商店街なんかは地価も高いわけですから、そういういわば固定資産税は建っている建

物、これには店をやめたからといって、あるいは空き家にしておいてもかかるという事態なんかがあると思うんだけど、固定資産税の収納状況、これらについてはどういうふうになっているのか、この際、承っておきたいと思うのでございます。

更に、商店街の問題では4丁目プラザ、この4丁目プラザが10年間ほど商店街やあるいは市の努力も相まって50から60万の予算で年間、市が半分、あるいは商店街が半分出して4丁目プラザ、あるいは6丁目プラザがございませうけれども、4丁目プラザを運営してまいりましたけれども、もう会員も随分減って一時から見たら半分以下になった。そして、持ち出しも楽ではない、こういうことやらあるいは利用も少ないなんていうことで、4丁目プラザの閉鎖も言われているんだけど、この4丁目プラザができた経過とそれが果たしてきた役割、これらについてどう評価をしているのか。そして、今後の方向はどうお考えになっているのか、この際承っておきたいと思うのでございます。

更に、市長のマニフェストでは商店街にいわば住宅とあるいは集積する、そういうものを建てたいというふうにご考慮されておられるようでございますけれども、これらの進捗状況と商店街のそれらについて波及効果を含めて、どういう見通しを立てていらっしゃるのか、その点も考え方を、この際承っておきたいと思うのでございます。

更に、商店街に対する問題では、子育ての関係で子育て支援のパスポート事業、これらが22年度から実施されておりますけれども、これらパスポート事業が今日まで市内の商店街にどんな影響を与えてきたのか。随分と商店の個店に子供たちの出入り、これが多くなってきているのかどうか、この点についても承っておきたいと思うのでございます。

そして、このパスポート事業の内容、これらを一般市民にもいわば広げていくこと、あるいは商品券を発行して土別の商店街の振興のために役立てていく、こういうことなんかも商店街のいわば発展のためにも、振興組合やあるいは商工会議所とじっくりと話し合いを進めていくべきではないか、こう思うんだけど、いかがでしょうか。商店街の10年、あるいは20年後、これらを想定して、そして今後、開業する人たちのためにも、中心商店街の活性化のためにも、ぜひ本腰を入れてともに頑張りたい、こう思うんだけど、市長の所見を賜っておきたいと思うのでございます。

最後に、職員の時間外勤務についてお伺いをしたいと思うんです。

管理職が主幹を含めて116名という答弁をされておりましたけれども、管理職の規定、これはどういうふうになっているのか。例えば管理職というのはその職場を管理する、そういう責任があるんだけど、例えば各出張所、これは職員2名、臨時職員の女性といますか、臨時職員が1名雇われておりますけれども、出張所長はいわば課長職であります。それから、もう1人置いているのは主幹職であります。そうしますと、課長と主幹、職員としてはこの2人です。下に管理する人がいないわけです。結局は、管理職をふやして管理職手当を支給する、そういうふうになっているのではないかと、こう思うんだけど、この点はどうお考えでしょうか。

特に、労働基準法で言いますと、管理職といったって全部が時間外手当を出さなくていいというものではないという労働基準法がございませうけれども、公務員法ではこの管理職の位置づけ、これはどういうふうになっているのか。きのうの答弁でも一般職の時間外が4,000何百万というふうに答えておりましたけれども、管理職手当は時間外に相当する、だから管理職を手当を払っているから、管理職は時間外をやってもどンドン市内に出て行く。いわば地域担当職員にしてもそうであろうし、あるいは出前講座であってもそうであろうし、そういうふうに手当を払っているんだから、管理職はどンドンと時間外をしてもいいんだというふうにお考えになっているんでしょうか。

特に、管理職といえども、これは人間でございませうし、労働基準法というのがございませう。心の状態が、あるいは体の影響、そういうものも考えて事に当たっていかなければならないと思うのでございませう。

そこで、管理職のいわば時間外、この職務としてやっている時間外というのは、どのぐらいやっていらっしゃるのか、この点もこの際お聞きをしておきたいと思うのでございませう。

地域担当職員として、市民の皆さん方の意見をさまざま聞く、職員が外に出て行く。これは非常によいことでもございませうし、役所のやっぱり仕事、しかし、ただ単に管理職が出て行けばいいということではなくて、やはり主査でありますとか、こういう一般職員も出て行って市民の声を取り上げていく、それが市役所のいわば継続性にもつながっていくと思うんです。だから、私はそういう職員も市民の皆さん方の意見をよく聞いて、行政の執行に当たっていく、こういうことも必要ではないかと思うのでございませうけれども、どうお考えになっているのか、この際お伺いをしておきたいと思うんです。

やはり、管理職が時間外にどの程度、職務をしなければならないのかということなんかも、よく話し合いもして一定のルールをつくるべきではないか。こう思うんだけれども、この点も最後にお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤 昇議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、23年度市政執行方針と予算に関する御質問のうち、総合計画の実施状況、マニフェストと総合計画との整合性、今後の総合計画の変更点、及びまちづくりのための特別枠について答弁を申し上げ、財政健全化計画については相山副市長から、職員の時間外勤務については総務部長から、商店街の実態調査については経済部長から、市立病院経営改革プランについては市立病院事務局長から、それぞれ答弁を申し上げます。

まず、23年度の市政執行方針と予算に関して、総合計画の実施状況についてお答えいたします。

平成20年2月に議決をいただいた土別市総合計画は、新生土別市のまちづくりの指針として、合併時に策定された新市建設計画を基本に、地域の融和と一体感の醸成を図りつつ、豊かな市民生活の実現と将来への持続的発展を基本としたまちづくりを進める10力年計画であり、当初

計画に掲げた予定事業としては、市の事業を初め北海道・国、そして関係団体等の事業を含め、ハード事業で126件、事業費ベースで約446億円、ソフト事業で154件、事業費ベースで約200億円、合計280事業、事業費総額646億円で、20年4月からスタートした計画であります。

そこで、これまでの進捗状況について事業費ベースで申し上げますと、第1年次の20年度では、計画事業費87億1,000万円に対し、実績では約85億6,000万円、実施率で98.2%、主な事業では特別養護老人ホーム美土里ハイツの20床増床に対する助成、農畜産物加工体験交流工房の建設、農山村漁村活性化プロジェクト事業、住まいづくり応援事業、サイクリングターミナルの改修、東山浄水場の改修、総合体育館の改修、北部団地E棟建てかえなどであります。

次に、21年度では、計画83億6,000万円に対し実績83億5,000万円、実施率99.9%で、主な事業としては、地上デジタル化に伴う上士別中継局の改修、防災行政無線の整備、サンライズホールの改修、めん羊工芸館の整備、多寄小学校の改築、そして住宅改修に対する助成などがあります。

次に、22年度の主な事業としては、辺地共聴設備のデジタル化、地域交流施設の建設、乳幼児等医療費給付事業、保育料の軽減、コスモス苑の20床増床、児童・生徒大会参加時の交通費助成、有害鳥獣による被害防止対策、住宅新築に対する助成などに加え、国により着工された上士別地区国営農地再編整備事業も含め104億3,000万円を計画し実施しております。

この間は、財政健全化計画の中にあり、厳しい財政状況でありましたが、国の地方再生のための地方交付税の増額や、国の補正予算により講じられた各種経済対策を活用し、本市まちづくりの指針となる総合計画も計画どおりに進展できたものと考えております。

また、私が市長に就任した21年度、22年度にあっては、市民の皆さんとの約束事でもありませんがマニフェストについても、総合計画との整合性を図りながら実施計画に組み入れ、徐々に形となり政策として浸透してきておりますので、引き続きみずからも汗をかきながら、しっかりと市政のかじ取りを行ってまいりたいと考えております。

そこで23年度予算については、当初総合計画で予定していた西団地建設、(仮称)環境センター建設に向けた各種計画、温西地区水道施設の整備などのほか、本年9月で私の任期の折り返しを迎えますことから、現在検討中のマニフェスト事業についても鋭意作業に取り組み、特に公営住宅と店舗を含めた複合施設、街なかへのミニ公園事業、家庭菜園付きの高齢者共同住宅については、庁内プロジェクトを中心に関係団体とも連携し、あるいは市民の皆様の御意見も伺いながら、総合計画のローリング作業を通じ実施計画を取りまとめたいと考えております。

次に、今後の総合計画実施計画で大きな変更はあるのかとのお尋ねであります。

総合計画の実施に当たっては、市民ニーズの大きな変化や補助事業においては、国の制度の変更、あるいは国や北海道との協議の状況、更にその時々々の財政状況などに応じて、事業の実施時期や事業規模などを見直す必要があることから、本市では毎年向こう3カ年の事業を再検討した上で事業を実施しているところであります。

そこで今後の大きな計画の変更であります。市内の小・中学校の大規模改修、耐震化などについては、当初の総合計画では、既に実施済みの多寄小学校、南小学校のほか、昭和56年の新耐震基準以前に建築された6校の小・中学校の校舎、屋内体育館の整備を平成23年度に以降に実施する計画でありましたが、市政執行方針で申し上げたように、今回策定する小・中学校適正配置計画に基づき、平成28年度までの第1期計画期間に上士別小・中学校を併設校として新築し、土別西小学校を改築することで総合計画実施計画を変更する予定であります。変更にあたっては、今日までどおり議会とも十分相談してまいりたいと存じます。

また、日向温泉については、昨日神田議員にお答えしたとおり、現在慎重に検討しており、早い時期に結論を出してまいりたいと考えています。

更に、平成29年度に予定されていた多寄医院の改築にあたっては、実施計画を変更し、平成24年度の完成に向け新年度予算で実施設計費を計上したほか、26年度から3カ年間で計画している市役所庁舎の大規模改修については、多額の事業費を要するものと考えられ、その財源として合併特例債を活用する場合には、平成27年度までと期限が定められていることから、計画の前倒しも含め新年度に検討する考えにあります。

次に、まちづくりのための特別枠についてであります。

自治体運営は市民と行政が課題や情報を共有し推進していくことが重要であり、これまでも各担当部局においてさまざまな手法により、できる限り市民要望を施策に反映してきたところでありますが、地域主権が進み、地域の自主・自立が強く求められる今日、更に市民協働のまちづくり、市民が主役のまちづくりを進めるため、市長就任以来、まちづくりふれあいトークを初め市長への手紙の導入、市民の声ボックスの設置、こども夢トークの開催など、市民の声を聴取する機会の拡充を図ってまいりました。

また、管理職を中心に市職員が直接地域とかわかっていく地域担当職員制度を導入し、これまでひとり暮らし高齢者実態調査に取り組むとともに、地域政策懇談会をすべての自治会で開催し、市政に対する意見や市民要望の把握に努めたところでもあります。こうした市民の声はもとより、日ごろの市民活動における声なき声、あるいは市政が抱える課題についても検証を加える中で、市民がより積極的に行政運営に参加できるよう、一つの試みとしてまちづくりのための特別枠を設け、23年度の予算に反映したところであります。

そこで、特別枠として23年度予算に計上した事業としては、市長への手紙に寄せられた要望から高齢者等の安全、安心にこたえる事業として、救急医療情報キット交付事業、いわゆる命のバトン交付事業を新たに実施するとともに、緊急通報サービス事業では対象者の拡大を図ることとし、市民の声ボックス及びこども夢トークからは、通学路を中心とした街路における防犯灯の設置及び学校図書機能促進事業による学校図書の充実と図書館との連携を図ることいたしました。

更に、児童・生徒の要望から、児童がつくも青少年の家や山村研修センターに宿泊し、基礎的な生活習慣を身につけるとともに、他校との交流を図るチャレンジスクール補助事業を初め

休校期間中のバス無料化、小・中学生の体育教育施設利用料の無料化、みよし市とのこども交流事業、ふるさと給食の充実を図ることとしたほか、ひとり暮らしの高齢者実態調査の結果を踏まえて、除雪サービスの対象世帯の拡大を図ることとしたところであります。

また、てん菜振興の一環として（仮称）ビート祭りを開催することとし、食育推進などのため米粉機を購入するなど11事業、3,805万2,000円を予算計上したところであり、今年度、市民から寄せられた数多くの声について、実現できるものについてはおおむね予算に反映できたものと考えているところであります。

特別枠については、限られた予算の中でより効果的な施策を推進するためには、市民がより積極的に市政運営に参加し、その声が広く施策に反映させることが重要であり、そのことが協働のまちづくり、更には地域力の向上につながるものと考えており、今年度各自治会との共催により開催した地域政策懇談会も含め、市民の声の集約のあり方、実施時期、他の施策との整合性に加え、ソフト事業が中心となることから、その財源についても一定の上限額を設定し、当面、継続していく考えであります。

また、同じ市民要望であっても、特別枠は多くの市民がかかわるソフト事業を主に考えておりますので、例年多くの要望が寄せられる道路の簡易舗装、道路側溝などの地区環境整備については、これまでどおり自治会要望などにより事業を決定することとし、特別枠とは区分して実施する考えにあります。

また、私のマニフェストについて御質問がございました。

私は60項目のマニフェストを掲げて市長選挙に臨んだわけではありますが、今日まで市民の皆様方、そして議会の皆様方、そして職員の皆様方の御協力、御支援によって、その多くを実施する形に描くことが今できている状況であります。

先ほどは、パークゴルフ場について市長はどう考えていくんだというお話でございました。今日まで議会でも私のマニフェストについては原理主義をとっていくのかという問題だとか、いろいろな御質問もいただいてきたところでありますけれども、私は1期4年の任期であろうとも、その時々時代の変遷や本市の財政状況を十二分に勘案をしながら、議会の皆様方と相談をし、また、市民の御意見も聞いて、時にはマニフェストを先送りしたり、あるいは修正を加えることはあり得ますということ、今日までも申し上げてきたところであります。

そこで、パークゴルフ場につきましては、既に御承知のとおり、市民の意見を聞く会、あるいは地域担当職員による全地域における地域政策懇談会、あるいは市長への手紙、市長の声ボックスなどなど、幅広い分野にわたって市民の皆様方の御意見も聞いてまいりました。そして、また議会の中でも御質問もいただいて、当面は先送りすべきではないのかという、そういった御意見も賜っておりますし、あわせて議員協議会の中でも皆様方からの御意見もいただいたところであります。

それで、本日、この要望のございましたパークゴルフ同好会の皆様方に集まっていたいて、役員の方ではありますが、そこで皆様方と最終的な話し合いをさせていただいて、できるならば

今月17日に予定されています議員協議会の中で、私の考え方を明らかにしていきたい、こう考えている次第でありますので、いずれにいたしましても、厳しい財政状況でありますから、優先順位をしっかりと政策の中でつくり上げながら、慎重に私も対応してまいりたい、こう考えていますので、御理解を賜りたいと思います。

それと後ほど、病院の改革につきましては、病院の局長のほうから御答弁申し上げますけれども、基本的な点だけ私のほうからここで触れたいと思うのでありますが、現吉川病院長におきましては、23年間院長職として、土別に來られて27年間という非常に長きにわたってこの地域医療をしっかりと支えていただきました。そういった功績から、議会の初日の日に議員の皆様方に御提案申し上げて、土別市の市政功労者として表彰したいということで議会の御了解をいただきましたので、最終日に表彰をさせていただきたいと思うのでありますが、私も今、内科医も含めて斉藤議員お話のとおり、とにかく内科医がしっかりしなければ、なかなか一般患者は相当いるわけありますから、そういう意味ではありとあらゆる手段を講じて循環器内科を含めて、今、医者確保に全力を挙げているところであります、何とか確保に向けて一日も早く明るい話ができるように進めてまいりたいと思っております。

それと、後任の山田新院長につきましては、もう何度も私もお話ししていますが、非常に情熱家でございます、とにかく職員全員でこの病院をしっかりと立て直そうというこういう気概の非常に強い方でありまして、そういった意味では、市民に親しまれる病院をしっかりとつくるために、私も院長、そして副院長、全職員と全力で頑張っていきたい、こういうことを申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、財政健全化計画にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

平成22年度をもって計画期間が終了する現在の財政健全化計画は、市民ニーズの多様化など行政需要の拡大、更に三位一体の改革、景気低迷などによる地方財源の減少を背景に、行財政の効率化を進めるための指針として、平成18年に定めた土別市行財政改革大綱実施計画を具現化するための計画として策定したものであります。

行財政の効率化は、いつの時代にあっても常に取り組むべき課題でありますし、国が定めた指針に基づく集中改革プランとしての位置づけでもある行財政改革大綱実施計画については、本年度で前期5カ年が終了することから、今後23年度から27年度までの後期5カ年計画を策定する予定であります。

そこで、財政健全化計画の達成状況についてであります。策定当時とは地方交付税の状況などが大きく変化するとともに、平成19年度からの給与の独自削減の取り組みなどもあり、計画期間中の一般会計にあつては、財政調整基金からの繰り入れに頼ることなく、毎年一定の黒字を確保するなど、当初の目的は達成できたと考えております。

こうした状況から、職員給与の独自削減等を含む現在の財政健全化計画については、当初の

予定どおり22年度をもって終了するものであります。しかしながら、現在市が抱えている最大の課題であります病院事業会計の対応などを考慮したとき、将来を見据えた新たな財政運営方針を定める必要があるとも考えております。この財政運営方針につきましては、行財政改革懇談会にも諮る中で、行財政改革大綱実施計画の後期5カ年計画とあわせ策定する予定であります。国の財政健全化法の趣旨に沿って、一般会計のみならず全会計、そして第三セクターなども含めた視野で行財政運営の方向性と目標を定め、更に、ただいま市長の答弁にありましたが、総合計画実施計画の見直しと整合性を保った長期財政収支計画を毎年策定するなど、常に先を見通した財政運営に今後も努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、職員の時間外勤務についてお答えいたします。

まず最初に、管理職のとらえ方についてであります。

管理職とは、地方公務員法に重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員などと規定され、本市においては、所掌する事務等を遂行するため、職員の指揮監督や人事管理などを行うとともに、事務を遂行するための判断等をその職責において行い、仕事そのものを管理する立場にある職員を管理職と位置づけているところであります。

そこで、人事配置や業務量などを勘案したことで、担当職員が少なくなっている部署としては、農業委員会事務局職員6名のうち管理職が3名、議会事務局職員5名のうち管理職員2名、監査委員事務局職員3名のうち管理職員2名、会計の職員3名のうち管理職員2名、このほかお話にありました出張所においては、地域のさまざまな課題に責任ある対応をするため2名の管理職体制としております。

管理職については、土別市職員の給与に関する条例で、その範囲及び管理職手当を定めており、職階としては部長職、次長職、課長職、主幹職で構成され、その職員数は現在部長職12人、次長職13人、課長職34人、主幹職49人、合計で108人となっております。

管理職手当につきましては、給与の独自削減期間中においては、部長職が4万7,000円、次長職4万円、課長職3万3,000円、主幹職2万6,000円が支給され、平成21年度では約3,800万円、22年度では約3,900万円となっている状況にあります。

また、一般職員の時間外勤務についてであります。近年は事務の電算化や業務委託、あるいは職員の年齢構成により、支給額については減少傾向にあり、21年度の職員の時間外勤務の実績で申し上げますと、職員数は244人で時間外手当支給額は約4,800万円、職員1人当たりの平均支給額は年間で約20万円となっております。

時間外勤務の主な要因としては、予算・決算時期のように年間を通した業務の中で繁忙期の対応のほか、21年度は定額給付金事業、後期高齢者の制度改正、国の会計検査等の特殊要因などがありました。

そこで、管理職員が関係する時間外勤務の実態であります。その主なものとしては、平日の勤務時間外に開催される会議や、土曜日、日曜日に開催されるハーフマラソン、ピヒカラスキー大会、産業フェア、まなびと暮らしのフェスティバルなどに従事しております。

また、通常の担当業務においても、業務量が増えた場合やまちづくりふれあいトーク、公民館講座などの開催に当たり、一般職とともに時間外に勤務するなど、さまざまな対応となっております。

ハーフマラソン、ピヒカラスキー大会などのイベントは各自が所属するスポーツ団体からの選出により、一個人として参加するケースもありますが、総体的にはほとんどの管理職員が何らかの形で時間外に勤務している実態にあります。また、昨年4月から実施している地域担当職員制度に伴う地域政策懇談会や高齢者実態調査などでは、消防署の管理職員も含め、116人の管理職員が通常勤務時間以外に平均約10時間活動した状況になっておりますが、行政職員としての資質を高めるための自己研さんという一面も考慮しているところでもあります。

そこで、管理職員の時間外勤務手当についてであります。

管理職員の時間外勤務については、その勤務形態がさまざまであることから、時間数等の把握は行っていない現状にあります。時間外勤務手当については、斉藤議員のお話にもありましたように、労働基準法では労働条件の最低基準として法定労働時間、休憩、休日、時間外、及び休日の労働などが規定されており、その中で管理監督職員を除く管理職員が法定労働時間を超える労働を行った場合、時間外勤務手当を支給すると規定されております。

地方自治体の給与支給に当たっては、国の一般職の職員の給与に関する法律に準拠して条例を制定することになっており、この中で国においては、管理職手当は時間外勤務手当に相当する額を考慮して定めるという考え方にに基づき、同法の第19条の8第2項で、管理職手当と時間外勤務手当は併給できないと規定していることから、本市においても土別市職員の給与に関する条例において管理、または監督の地位にある職員には管理職手当を支給すると規定し、更にその者には時間外勤務手当は支給しないと規定していることから、時間外勤務手当の支給は行っていない状況にあります。

一方で、臨時または緊急の場合や公務の運営上、週休日または祝日、もしくは年未年始の休日等に勤務した場合、国は法で定めた管理職員、特別勤務手当を勤務1回につき1万2,000円の範囲内で支給しておりますことから、本市におきましても、これに準じ災害対策に係る緊急の勤務や長時間にわたる選挙事務等の業務のケースで、管理職員特別勤務手当を支給しており、その支給額は6時間を超える場合3,000円、8時間を超える場合5,000円、12時間を超える場合6,000円と規定しております。

昨年の支給実績といたしましては、4月の市議会議員選挙及び7月の参議院議員通常選挙において、それぞれ12時間を超える勤務となったことから、合わせて14人に合計8万4,000円、7月29日の水害復旧業務においては、勤務時間は各自で相違がありますが、59人に合計22万8,000円を支給したところであります。

管理職員に係る時間外勤務手当については、これまでの考え方に基づき、今後も現行制度で対応してまいりたいと考えておりますが、現下の自治体職員を取り巻く環境は業務内容や業務量など大きく変化しており、地域主権の進展とともにますます責任ある仕事を進めていくことが求められております。

特に、22年度からは地域担当職員制度を開始し、地域政策懇談会等を通じて市政に対する御意見や要望をお聞きしているところであり、現在は、管理職を中心に業務に当たっているところであります。

こうした市民の声を直接お聞きする機会は職員にとっても大変貴重なことであることは、斉藤議員のお話のとおりでありますので、今後においては、管理職のみならず対象を拡大することで検討を加えるとともに、スタッフ制や組織の見直しにおいて、管理職のあり方も含め、なお一層の人材育成と効率的行政運営に努めなければならないものと考えております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、商店街の振興にかかわっての御質問にお答えをいたします。

年々空き店舗や空き地などが増加し、空洞化が進行している商店街の現状と、市の今後の振興策について、何点かの御提言と御質問をいただきました。

本市の商業を取り巻く環境は、これまで時代の流れとともに大きく変化してまいりました。とりわけ商店街においては、高度成長以降国内の景気が高揚した一方で、地方の人口が減少する中、消費者の大都市商業圏への流出、大型店舗の市郊外区域への出店など、小売商業者が減少してきているところでございます。

そこで、空き店舗のここ10年の推移についてでございますが、市は、毎年市内の商業地域及び近隣商業地域の空き店舗、空き調査を行っており、この区域の平成12年と平成21年の空き店舗数を比較いたしますと、平成12年が24件、平成21年が38件で、この10年間に空き店舗は14件増加しておりますが、その経過を申し上げますと、店を閉めて空き店舗となったものが72件、この空き店舗を利用し新たに営業を始めたものが36件、残りの空き店舗のうち22件が駐車場や賃貸マンションとして転用されましたので、空き店舗としては14件の増加となっておりますが、減少した店舗数としては36件に上り、年間3.6件の店舗が消えていることとなります。

次に、商店街の後継者の状況について御質問がございました。

市は、近年の商工業を取り巻く環境の変化が企業経営に大きく影響を及ぼしていることから、企業の実態把握を行うことで、今後の対策の参考とすることを目的として、平成21年度に緊急雇用創出推進事業として、土別市中小企業経営調査を土別商工会議所へ委託し、市内606の事業所を対象に調査を実施し、412事業者から回答を得たところであります。

この調査結果を見ますと、経営者の年齢が60歳以上の方は202件で、有効回答数386件の半数を超えております。後継者の有無では有効回答数390件のうち、後継者がいると答えた方は全

体の30%の118件で、後継者がいない、または現在未定と答えた方は272件、約70%に上っております。このうち多くが商業者であります卸売小売業では、回答のあった207件中、後継者がいると答えた方は50件で、後継者がいない、または現在未定は157件で、約76%となっております。また、後継者の内訳では、家族の従業員または役員と答えた方が有効回答116件のうち79件で68%ですが、このうち卸売小売業では家族の従業員、または役員の回答は47件のうち41件と87%に上り、家族経営の傾向が一層強くなっております。更に、今後の経営方針では廃業との答えが57件あり、そのうち31件が卸売小売業の方の回答となっております。これらの調査結果から、商店街の多くを占める卸売小売業においては、高齢化と後継者の課題が一層大きい実態が改めて明らかになったところでございます。

次に、空き店舗、空き地の所有者の情報も含め、詳細な実態を把握すべきではないかとの御質問がございました。お話のとおり、今後の商店街の振興について、各関係団体と協議し検討を進めていく上で、また、将来的な計画を立て有効な対策を講じていくために詳細な実態の把握、分析は肝要なことと考えております。

また、これまで市が行ってまいりました空き店舗、空き地に関する調査は、目視による確認調査でありましたことから、市は、本年度緊急雇用創出推進事業により、土別市空き店舗等商業情報調査を土別商工会議所に委託し商業地域、近隣商業地域に朝日町、上土別町、多寄町、温根別町の市街地区を対象地域に加え、空き店舗、空き地の所有者の連絡先や現在営業中の店舗情報、更には後継者の有無などについても聞き取りにより詳細な調査を進めております。近く、その結果が報告されるところでございます。

平成21年の土別市中小企業経営調査とあわせて分析を行い、店舗情報、経営者の動向、更には消費者の動向も含めた詳細かつ総合的な実態把握に努めたいと考えております。

なお、現段階における集計では、概数でございますが、調査区域において、他市町村に在住する方が所有する物件は、空き店舗が15件で空き地は19件であります。

そこで、これら空き店舗、空き地の所有者が売却を希望されたとき、あるいはそれらを活用して新規開業を希望する方があらわれた場合、売買あるいは賃貸が可能かということですが、これまでは市あるいは商工会議所へそういった相談はなかったわけですが、今回の調査により所有者の詳細情報が確認できますので、売買や賃貸を希望される方に対し、市及び商工会議所を窓口にしかりとした対応をしてまいりたいと思います。

次に、4丁目プラザの閉鎖に至る経過と今後の対策についてでございます。

このプラザは商店街の空き店舗を活用し、地域住民と商店街のコミュニケーションを図ることを目的に、土別市中心商店街振興組合が平成13年に開設いたしております。これまで休憩、トイレ利用のほか、各種お知らせや観光に関する情報の提供など、商店街を訪れる人たちの利便性を図るほか、商店街の販売促進や催事事業、あるいは地場製品の展示などに活用してまいりました。

しかしながら、近年は利用頻度も激減し、加えて中心商店街振興組合の会員数も設立当初の

76人から、21年度末には38人へと半減し、その管理が困難となってきたことから、残念ではございますが、今年度をもって閉鎖することとなったところでございます。この活用につきましては、現段階では具体的に決まっておりませんが、今後、商店街振興を協議する中で検討をしてまいります。

次に、空き店舗、空き地の固定資産の課税に伴って御質問のございました会社につきましては、現在も登記名義人は変わっておりません。以前は破産財団がついておりましたが、解散により現在は管財人はついておりませんが、抵当権設定者が債権回収機構株式会社と土別市となっているところであります。なお、課税につきましては、公示送達により実施をしているところであります。

そこで、固定資産税及び都市計画税の状況についてでございますが、平成21年度現年度分の調定額が本市全体で11億638万3,000円で、収納実績は99%の10億9,558万9,000円となり、1%の約1,080万円が未納となっているところでございます。このうち空き店舗及び空き地に係る固定資産税及び土地計画税の滞納額は530万9,000円となっております。また、これら滞納額の過年度分を合わせた合計額は、延滞金も含めると約6,080万円となっており、早急に空き店舗等の実態が解消されることが求められておりますが、現在の経済状況や商店街を取り巻く環境を考えると、一挙に空き店舗、空き地を解消することは困難な状況でございます。

次に、市長マニフェストにおける商店街振興策の振興状況についてでございますが、商業は本市の重要な産業であることはもちろんのこと、商店街はまちの顔でありますことから、本市の活性化のために、その振興は必要不可欠な重要なテーマとして位置づけ、マニフェストの大きな柱としてたくましいまちを掲げております。

そのマニフェストに掲げた施策の進捗状況でございますが、地産地消とラブ土別・バイ土別運動の組織強化として、消費者を加えた戦略会議を組織し一層の市民参加による体制とすることができました。空き店舗の活用や店舗改修資金助成事業の拡充につきましては、今年度から店舗改修事業の対象を夜間営業の飲食店や宿泊業に広げました。また、中心商店街に公営住宅との複合店舗を設け、コンパクトな生活と密着した商店街づくりの項目につきましては、やさしいまちに掲げた高齢者や子どもたちの憩いの場として、樹木のあるミニ公園を街なかへ設置の項目とあわせて、市役所内関係部署による街なか居住推進プロジェクトを組織し検討をいたしているところであり、23年度中に一定の方向性を出してまいりたいと考えているところであります。

次に、マニフェストにある子育て支援パスポートの内容や補助金の状況についてでございますが、この子育て支援パスポート事業は子育て支援を目的とし、あわせて市内商店の利用促進につながる事業として、本年度から市内の中学生以下の子供がいる家庭を対象に、サフォークスタンプ協同組合並びに朝日商工会加盟の108店舗の賛同をいただき実施しておりますが、対象家庭が買い物をした場合、通常の2倍のスタンプ、あるいはシールを贈呈し、市はその2分の1を補助しており、本年度は約190万円の助成を見込んでおります。

また、子育て支援パスポート事業だけではなく、一般市民を対象とした事業や商品券の発行などによる商店街活性化対策についてお話がございました。このことにつきましては、商工会議所の中で各種事業の見直しを行っておりますので、商店街を活性化する視点から、どのような取り組みができるのかについて、商工会議所に加えて商工会、サフォークスタンプ協同組合とも協議してまいりたいと考えております。

次に、市は10年後、20年後をどのように想定し見据えているのかとの御質問でございます。

商店街の将来につきましては、商店街を取り巻く環境や現状などから、更に厳しい状況になるものと想定されているところでありますが、この問題につきましては、既にこれまでも検討を進めているところであり、市商工会議所、中心商店街振興組合などで構成される土別市商店街振興検討委員会において、中心市街地の課題や市民ニーズの調査を実施し、平成13年度には同委員会が報告書をまとめ、それを受けて平成14年度に土別市中心市街地活性化についての指針を策定しております。これに基づき、さきに申し上げましたハード事業のほか、ラブ土別・バイ土別運動を推進し、中心市街地の活性化に努めてきたところであります。

また、21年からは市商工会議所、中心商店街振興組合、青年会議所で構成されるまちづくり推進協議会において、コンパクトなまちづくりをテーマに中心市街地の再生などを検討しており、この3月には報告書がまとめられることとなっております。商店街の振興につきましては、このように関係団体とも検討を重ね、必要と思われる施策を実施してきておりますが、依然として厳しい状況にあります。10年後、20年後の商店街を何としても活気に満ちたものとするために、さきに申し上げました中小企業経営調査や空き店舗等商業情報調査とあわせ、消費者の視点も取り入れながら、再度総合的に分析し、何が必要かを十分に見きわめる中で、将来にぎわいのある商店街を展望してまいりたいと考えております。

また、こうした分析や展望をもとに、今後開業する人たちのためにも、更には商店街、あるいは中心市街地の活性化のためにも、本腰を入れた対応が必要ではないかとの御提言がございました。申し上げるまでもなく、商店街は土別のまちの顔であり、これまで市民生活を支え、余暇活動の場を提供するという重要な役割を果たしてきており、その商店街が衰退することは、市民生活のみならず本市の発展そのものにも大きく影響を及ぼすものであります。

そのため、さきに申し上げましたように、マニフェストにおいて中心市街地に公営住宅との複合店舗を設け、コンパクトで生活と密着した商店街づくりや、高齢者や子どもたちの憩いの場として樹木のあるミニ公園の設置、更には空き店舗の活用や店舗改修資金助成事業の拡充など、商店街の活性化にかかわる施策を掲げているところであります。これらを着実に実施していくものでございます。

商店街を取り巻く環境は、一層厳しさを増すことが予想されますが、商店街活性化や地域活性化に向けた懸命な努力を続けていかなければならないと考えており、今後市民ニーズを的確にとらえ、子供から高齢者まで多くの市民の方々が集い、商店街が従来果たしてきた地域コミュニティ機能を発揮し、にぎわいある魅力的な商店街になるよう、各関係団体や市民の方々

と一体となって、その振興に最善を尽くしてまいりたいと考えます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 吉田病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、市立病院経営改革プランについて御答弁申し上げます。

初めに、改革プランの具体的な取り組みについてであります。

新たに取り組むもの、あるいは検討していくものとしたしましては、市民に信頼される医療の提供を目指す中で、在宅医療の充実として訪問診療及び訪問看護業務の24時間体制について新たに検討いたします。また、在宅によるがん治療が今後増加していくことが予想されますので、患者数の推移を見ながら化学療法室体制の充実を図り、外来による抗がん剤治療を推進します。更に、療養病棟含めての検討となりますが、病院内の空きスペースの有効利用のために、特別養護老人ホームといった介護老人福祉施設、あるいは介護老人保健施設の設置について検討するものであります。

次に、病院経営の改善対策であります。病院規模の見直しを図ることとし、当初策定した改革プランに基づき、平成20年8月より許可病床230床、実質的な運営病床では190床で運営に当たってまいりましたが、市立病院の経営状況を踏まえ、効率的な運営と新たな診療報酬の確保を図り、安定した経営を目指して許可病床を199床、実質病床を170床で運営いたすものであります。

また、病院の経営計画、財務会計、組織管理などに関して総合的、または個別ごとに第三者の視点から助言を求める民間アドバイザーの活用についても検討いたしてまいります。

次に、収入の確保につきましては、画像診断機器等が病院の規模縮小に伴い稼働に余裕が生じることが見込まれますので、市内及び名寄市内などの医療機関にも働きかけを有効活用を図ります。

また、診療報酬における指導管理料につきましても、医師研修などを行うなど算定ルールの周知を図り、その確保に努めるほか、さきに申し上げたとおり、病床数が199床以下のいわゆる中小病院になることによって、外来診療料では包括され算定することができなかった検査や処置などについて、診療報酬が得られるようにするとともに、外来管理加算や特定疾患療養管理料についても取得することができますことから、これらによって年間3,000万円余りの増収対策を見込むものであります。

次に、支出の抑制につきましては、病棟、外来の医師や看護師の事務的な業務を補佐するクランク業務について業務委託を行っていますが、業務委託と直営を比較した場合、医師事務作業補助加算が取得できることや、経費面にあっても直営のほうが幾分有利であること、更には、23年度以降において業務になれた方を長期雇用していく方針にあることなどから、新たな人材養成の軽減が図られますので、原則的に雇用条件を大きく変えない方向の中で業務委託から直営に変更することといたしました。

また、多くの医療機器の保守点検業務につきましては、通年による業務委託契約を行っておりますが、改めて見直しを行い、必要に応じて保守点検委託を行う、いわゆるスポット契約の導入による経費節減対策について検討を図ってまいりたいと考えております。

次に、改革プランの見直しにおいて、赤字が固定して続くのかとのお尋ねであります。

新たな改革プランの収支試算につきましては、収益におきましては、自主的な運営病床170床に対して、病床利用率を勘案して1日当たり入院患者数を132人、療養病床では18人とし、また、外来につきましては、診療科に大きな変更がないことから、最近の実績を勘案し1日当たり630人の診療を見込む中で、21年度及び22年度の診療単価を踏まえつつ、医療収益の試算を行ったところであります。

また、費用関係におきましては、給与費では本年4月1日で見込まれる医師数、及び診療体制に見合った職員数を基本に算定するとともに、そのほかの経費につきましても、21年度実績や患者数などを勘案しつつ試算を行いました。

資本的収支では、医療機器購入費について、23年度は当初予算と同額を見込み、24年度以降は6,300万円としたほか、企業債償還を勘案するとともに収入として企業債を見込んだところであります。この結果、ルール分を含めた市からの繰入金につきましては、9億円前後を予定しているところでありますが、今後の病院経営にあっては、新たな赤字を発生させないよう対応を図ることはもとより、経営を好転させる最大の方策は休床病床の稼働にありますだけに、医師及び看護師の確保に鋭意対応いたしてまいります。

次に、公営企業法繰り出し基準についてのお尋ねでございます。

この公営企業法繰り出し基準につきましては、例えば下水道などの純公営企業、あるいは水道、病院などの公営企業に対して、一般会計からの繰出金に対しての一つのルールが定められているわけございまして、病院に対しましては救急医療、療養リハビリ、あるいは建設改良に対する、こういった事業を行ったことに対する元利償還金に対して2分の1、あるいは3分の2とこういったルールが定められております。これに基づく一般会計からの病院に対する繰入金といたしましては、およそ5億5,000万から6億円の範囲内が見込まれているところでございます。

次に、一般会計に与える影響、9億円という大きな額になります。こういった一般会計に与える影響でございますけれども、この件につきましては、昨日、十河議員に対して市長からお答えを申し上げているところでございますけれども、今後の総合計画の予定事業を見込んだ上での一般会計の試算の中で、ぎりぎりではありますけれども対応は可能であると、そういった御答弁を申し上げたところでございます。病院といたしましても、この9億円という大変大きな数字でございますので、これを極力、できる限り縮減していく、こういった方向で今後対応策を講じてまいりたいと考えております。

それと、人件費の割合についてのお尋ねがございました。

収益的収入に占める人件費の割合についてでございますけれども、例えば職員人件費と出張

医に対しては報酬を払っておりますので、出張医の報酬を足した一般的ないわゆる決算統計上の人件費につきましては、収益的収入に占める割合につきましては41%です。そして、これに決算統計上、経費となります臨時看護師、看護助手などの臨時パートを含めた場合の収益的収入に占める割合は約57%、そして、これに委託料ということで、医事業務として診療報酬の請求とか精算業務、こういったものに大体委託料として1億円ほど支払っております。あるいは給食業務、調理関係で5,700万ほどの委託料を払っております。更にボイラー業務、清掃業務、こういった人件費が大きく絡んでいる委託料を足しますと、同じく収益的収入に占める割合につきましては、62%となっております。また、医業収益に占める割合で申し上げますと、人件費関係では50%、賃金等を含んだ場合には68%、そして委託料を含んだ場合には75%の割合となっております。いずれもこれは21年度の決算で申し上げさせていただきました。

また、不採算部門の赤字についてでございますけれども、例えば救急外来であります、市立病院における救急外来での受診状況につきましては、平成21年度実績では救急外来患者の総数が6,179人となり、1日平均16.9人のラインとなっております。また、診療体制は医師1名、看護師2名及び放射線技師や検査技師の呼び出し体制で、その診療に当たっており、これらに要する経費といたしましては、主に人件費となりますが、収支差し引きでは9,800万円の収支不足となり、一般会計からの繰り入れによる対応を行ったところであります。

また、療養病棟につきましては、21年度の入院患者数は9,513人となり、1億2,700万円の収益が得られました。一方、費用においては診療材料費や人件費、及び減価償却費など合わせて1億6,100万円となり、3,400万円の収支不足となったところでありますけれども、これに対しても同じく一般会計からの繰り入れの対応を図ったところでございます。

今後において、療養病床につきましては、病床数が変更する考えでございますので、年間入院患者数が6,500人前後と予想されることから、これに見合った職員配置を行い費用の抑制に努めてまいりたいと考えております。

なお、病院の今後の経営に当たっては、不採算部門も含め全体の経営を改めてきちんと把握することといたしまして、さきに申し上げた病院の経営コンサルティング業者や総務省が行っている経営アドバイザー派遣事業の活用などによる民間アドバイザーの活用を図り、これまで経営分析に当たってきた手法に加えて、より細かな分析となる診療科別経営分析や部門別経営分析など、病院全体の経営診断を実施することも含め検討してまいりたいと考えております。

次に、医師確保対策についてであります。

病院経営が厳しい状況にある大きな理由の一つとして、医師不足がありますだけに、医師確保には全力で当たっているところであります。その対策であります、特に外科及び内科医確保に向け、大学医局に対して院長のみならず市長も同行する中で、常勤医師の派遣要請を数度にわたって行ったり、民間の医師紹介業者やインターネットを活用した医師募集広告の掲載、更には市長みずからが旭川医科大学の学長に会う機会には、医師派遣を直接要請したり、知人などを介して医師確保に当たったほか、中・長期的な医師確保対策としては医師就学資金の貸

し付けを3名の医学生に対して行っているところでございます。

そうした結果、大学医局も医局員不足にある中で、外科医につきましては、何とか22年度と同じ診療体制の確保ができましたが、3月末で退職する呼吸器内科医師2名の補充には至っておりません。しかしながら、大学医局に強く要請する中で、外来の循環器内科医師について、週2回派遣していただけるとのことであり、また、呼吸器内科医師につきましても、週2回名寄市立総合病院などを通じての派遣により、外来診療に当たることとなりました。ただ、常勤医の確保に至っていないだけに、特に病院の経営体制を考慮し、一般内科医及び循環器内科医の確保に全力を挙げてまいります。

また、いわゆるコンビニ受診の抑制に向けた対策を引き続き講じるとともに、医師処遇につきましても、一定の配慮をするなど医師がやめない体制づくりについても対応いたしてまいります。

次に、23年度以降の病院運営に対して、新たな院長と就任が予定される山田副院長の基本的な考えでございますけれども、病院の現在の医師数などからして、どうしてもできること、できないことがあります。運営の基本としては、病院の特徴である内視鏡センターを初めとする消化器内科や整形外科などの専門性を生かし、道北地域にも貢献できる病院づくりを進めるとともに、高齢化が進展することによる一般内科の対応も重要であると考えております。

このため、これらを踏まえ一般病床は消化器内科、整形外科と外科及び一般内科の3病棟による150床体制に療養病床を加えて運営をいたすものでありますが、今後、医療事情が好転すれば休床病床の活用を目指すなど、先につながる病院運営を念頭に対応するほか、新体制に向けて院内の改革を大きく、かつ早急に進めていく考えであるとのことであります。

また、病院職員に対しては病院の存続に向け全力を傾ける努力を求め、だれかがやってくれるのではなく、自分がやるという自覚を持ちつつ、全職員が万度の力を発揮し、知恵を出し合い、職責の範囲を超えて協力し合うことが重要としております。このため、今後見直された改革プランの説明とあわせ、山田副院長みずからの考え方を全職員に周知できるよう、少人数編成の説明会を院内で開催してまいります。

次に、センター病院である名寄市立総合病院との広域化連携についての現在の状況であります。

広域化連携につきましては、上川北部自治体病院等広域化・連携検討会議を中心に、これまで検討いたしてまいりましたが、地域それぞれの事情もあり、22年度は大きな進展もなく推移いたしております。また、市立病院と名寄市立総合病院との連携は引き続き大学医局の考え方のもと、小児科、耳鼻咽喉科、循環器内科の外来診療及び麻酔科の休日派遣について、名寄市立総合病院から医師派遣を受けているところであります。

ただ、23年度の診療体制にあっては、市立病院の呼吸器内科が名寄市立総合病院に集約され、外来について名寄市からの医師派遣となることや、市立病院に外科の常勤医がいなくなることも一時予想されたため、内視鏡治療のバックアップについて名寄市立総合病院と協議した結果、

快く了解をいただいた経緯もあります。

また、名寄市立総合病院においても消化器内科の縮小が行われる予定にあることから、市立病院に対し内視鏡関係を中心に協力要請がなされてきております。このように上川北部医療圏では、センター病院においても大学医局による医師数の見直しが行われるだけに、市立病院と名寄市立総合病院の医師同士においても、危機意識の共有がなされてきておりますので、今後、診療部門を中心に両病院のそれぞれの専門性を生かすことを念頭に入れつつ、連携について更なる検討が図られていくものと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 7番 出合孝司議員。

7番（出合孝司君）（登壇） 平成23年第1回定例会に当たり、さきに通告したとおり一般質問をいたします。

まず、1点目は、字名の変更についてであります。

士別市の字名については、条例でその名称及び字界が決められておりまして、住居の特定が容易になることなど、生活環境の利便性が図られているところであります。

そこで、本市の字名のうち、東山町に係る字名の変更についてお尋ねをいたします。

東山町は、御存じのとおり南は川西町、東は中士別町、北は武徳町の境界までであるという非常に広大な面積を有しているにもかかわらず、字名の表記は東山町何番地ということとなり、住所の特定が非常に困難となっております。これまでも字名の変更を実施してきた経過がありまして、最近では平成19年9月に市立病院周辺地域の字名の変更を実施されたところであります。

現在の東山地域はその大部分が山林及び畑という状況でありますけれども、その中であって俗に九十九町と言われている地域があります。この地域には北海道の機関である北部耕地出張所や上川北農業共済組合の事業所を初め多くの民家が立ち並んでおりまして、この住民の中には自分の住居の特定のため、郵便物の住所を九十九町というふうに記載される方もおるといふふうに聞いております。また、郵便局においても、独自に九十九町という町名を設け対応しているというふうに聞いております。しかしながら、この九十九町という名称は正式な文章では使用できないために、場合によっては生活に支障を来すということも考えられるわけであります。

この九十九町と言われます地区の字名変更については、さきに申し上げました市立病院周辺の字名変更後に実施する計画であったと私は理解をしているんですが、いまだ具体的な取り組みがなされていないように見受けられますし、また、23年度の予算にも計上されておりません。字名の変更については、法務局や郵便局はもちろん地域住民との協議など大きな取り組みが必要となり、また、道の施設などにおいては道の条例改正手続も必要になるということなどから、実施までには少なくとも2年以上の期間がかかるかなというふうに考えられます。

そこで何点かお尋ねをいたしますけれども、士別市の字名で東山町と言われている土地の面

積はどのくらいあるのか、また、俗に九十九町と言われている地区の面積とその地区に存在する事業所や個人住宅の戸数、そして、字名変更のこの地区に係る実施計画等があれば、その進捗状況についてもお聞かせ願いたいというふうに思っています。私は、少しでも早期の字名の変更が必要と考えておりますけれども、24年度中の実施に向け、今から取り組むべきであると考えますけれども、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、学校給食センターの衛生管理体制と人材の育成についてであります。

過日、岩見沢市の学校給食が原因とされる集団食中毒の発生が新聞報道等で大きく取り上げられました。報道によりますと、この施設は保健所から再三施設の不備が指摘されているにもかかわらず、改善処理がなされていないということであり、市の不適切な対応に対し非難も起きるなど、まさに起きるべきして起こった事故と言えるというふうに思います。

学校給食は一度に大勢の児童・生徒が食事をとるということから、食中毒の発生も甚大となり、岩見沢市においては1,500名を超える児童・生徒が食中毒を発生したと報道されておりました。言うに及ばず学校給食を調理する現場は、衛生管理が最優先される事項であり、今回のような事故はあってはならないことでもあります。土別市においては、私の知る限り集団食中毒の発生はありませんし、また、衛生管理もしっかりと実施されるということを確認しているところでありますが、今後においても十分な管理体制のもと、安心しておいしい学校給食を提供していただきたいと考えているところであります。

しかしながら、本市の学校給食センターの現状を見ると、大きな不安を感じるがあります。それは人材の確保と育成体制であります。本市の学校給食センターでは、これまで食材や現場管理を行う専門の正職員がおり、この職員を中心に衛生管理や人員管理を行っていたと認識しておりますけれども、ここ数年、この状況が少し変化してきていると考えています。

具体的に申し上げますと、数年前、現場を担当した職員が病気により長期入院、その後、亡くなられたことにより現場が混乱する、うまく回らないとの理由から、緊急の対策として既に退職していた元の担当者をお願いをし、給食業務を行ってきた経過があり、現在もこの臨時職員が引き続き業務を担当しているという状況なんでありです。現場では、この臨時職員がいないうまく仕事が回らないという声も実際に上がっていると聞いております。牧野市長の政策の大きな柱として、子育て日本一のまちづくりがありますが、学校給食の充実はまさにこの一翼を担うものというふうに考えております。適正な衛生管理を行うためには、長年の経験と知識が必要となります。将来的にも安心しておいしい学校給食の提供をするためには、食材や人員の管理を初めしっかりした衛生管理をする専門の職員の確保と育成が必要であると考えますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

3点目に有害鳥獣による農作物の被害軽減対策についてであります。

平成22年度において、農作物の被害軽減対策としてエゾシカ捕獲業務に対し大幅な助成金の引き上げを行い、年間1,000頭を超える捕獲があり、被害軽減に大きな成果があったことは牧野市長の英断と行動力に心から敬意を表するところであります。また、来年度においても新た

な助成制度を追加する方針であるということでもありますので、更なる成果を期待するものであります。

そこで、エゾシカ捕獲業務の安全対策についてお伺いしたいと思います。

先般、道南方面でエゾシカ狩りの誤射と思われる死亡事故が発生いたしました。いまだ犯人と言っていいのかどうかわかりませんが、その猟師と思われる人の特定には至ってはいないようです。本市においても、年間1,000頭を超えるエゾシカの捕獲をするわけでありますから、当然安全対策には万全を期して取り組まれていることと考えますが、少なくとも1,000発以上の猟銃が発射されたということになりますと、危険性も少なからず発生するものと考えております。農作物の被害軽減対策として実施したことが、人命の危機を招くという状況だけはあってはならないと考えます。

そこで、平成22年度に実施された安全対策について、どのような対策を講じられたのか、その内容をお聞かせください。当然、林業関係者を含め多くの関係者との協議はあったと思いますが、私は一般市民に対する啓蒙啓発が少なかったのではないかと感じております。時期になりますと山菜狩り等で多くの市民が山に入ります。そのようなときに、例えば捕獲の時期や範囲等を広報等を通じて広く周知することも必要な対策ではないかというふうに考えます。安全対策は万全の上にも万全を期すことが必要と考えますので、更なる安全対策を期すようお願いをし、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 出合議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から有害鳥獣による農作物の被害軽減対策について答弁申し上げ、字名の変更については建設水道部長から、給食センターの衛生管理体制については教育委員会から、それぞれ答弁申し上げます。

近年、エゾシカの生息数が急増し農作物の被害も増大したことから、平成22年度より猟友会の協力を得て、エゾシカ捕獲に対する助成措置を講じたことにより、当初予定を大幅に上回る1,012頭を捕獲することができました。

本年度の農作物被害調査の結果では、昨年度と比較して被害面積は1,258ヘクタールから713ヘクタールへと57%に減少し、駆除の効果があったものと判断しているところであります。このため平成23年度においても、引き続きエゾシカ捕獲の助成を行うとともに、新たに猟銃による捕獲に比べて、安全で取り組みが容易なわな猟免許取得への助成1万円を追加し、農業関係者や近隣町村と協力しながら、農作物被害の軽減に努めるものであります。

しかし、ただいま出合議員からお話がありましたように、去る2月4日に道南方面において、民有林で作業中の方が、狩猟の際の誤射によるものと思われる痛ましい事故が発生いたしました。詳細については、いまだ明らかになっておりませんが、狩猟によるものといえますと、対象物を確認せずに発砲し、狩猟者として最も基本的な責務を逸脱した行為と言わざるを得ません。

そこで、本市ではどのような安全対策を講じているのかとのことであります。市といたしましては、地元猟友会に対しましては、有害鳥獣防止対策協議会の開催のたびに、安全確認による思慮に努められること、更には市内の林業関係事業体に対しても、日常の森林作業で実施している作業区間や出入り口などへ発砲注意の旗や森林作業看板の設置の確認、遠くからでも確認できる服装の着用などの徹底について、再度文書にて要請いたしましたところであります。その後、猟友会におきましても、全会員に注意文書を配付し、猟銃の取り扱いに係る基本動作の再確認など事故防止の徹底に努められております。

本年度は、有害鳥獣の捕獲を強化し、一般農地でも捕獲作業に当たっていただいておりますが、この捕獲作業の具体的状況について、市民に周知していなかったところでもあります。市民が山里や森林での山菜取りの際に、猟友会による捕獲作業に遭遇することも予期されますので、今後広報等により狩猟者の統一した服装や狩猟の際のルール、更には山菜取りでは単独行動を避け目立つ服装とするなど市民に周知し、事故防止に向けた安全対策に取り組んでまいります。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、字名変更についての御質問にお答えいたします。

本市の字名設定につきましては、昭和の大合併により昭和29年7月1日に土別市が誕生し、旧土別町の市街地に条丁名を設定、周辺市街地を南町、北町、下土別町、武徳町、南土別町、西土別町、東山町、川西町、中土別町の新字名としたほか、旧3村を上土別町、多寄町、温根別町と設定し、おおむね現在使用されている表示となったところでもあります。

その後、宅地化や道路の整備に伴う居住件数の増加や、町名の範囲が広くわかりにくいところなどについて、住民生活の利便性向上を図るため順次字名変更を進めてまいりました。最近では、出合議員お話のとおり、平成19年度に東山町の市立病院周辺について変更を行ったところでもあります。

そこで、東山町地域の九十九町について何点かお尋ねがございました。

まず、東山町全体の面積としては約93.8ヘクタールございまして、お話のとおり大部分を山林、農地が占めている大区画となっている地域であります。また、俗に九十九町と言われている地区につきましては、用途区分が白地地域である南側の旧農業試験場跡地を除いては、おおむね第1種住居地域に指定されており、集落を形成する区域の面積は約25.9ヘクタールであります。住宅戸数としては23戸の方々が住まわれている状況となっております。

また、地区内の事業所等につきましては、土別河川防災ステーションめぐみ、上川総合振興局北部耕地出張所、上川北農業共済組合土別本所の公共的施設が3カ所に、民間事業所である社会福祉法人つくも園、有限会社つくも運輸の2施設が主なものとなっております。

出合議員お話のように、当地域は自治会名についても九十九自治会となっていることもあり、地区内外を問わず多くの市民から九十九町の俗称が親しまれてきた経過もありますが、この名称は正式なものではないため使用できないこともあるということで支障となる点もございます。

町もしくは字名の変更を早期に取り組むことが必要なものと考えております。

なお、変更に当たりましては、通常の市街地と比較し大区画となっていることもあり、設定区域に対し測量調査等が必要となる場合もあるほか、関係機関との協議や地域住民の御意見等を十分お聞きしながら、名称や区域設定などを進める必要があると考えております。

また、字名変更に当たっては、住民の方々に変更手続きをしていただく事項や、北海道の施設などを初めとする事業所等においても手続が必要となる点もあるなど、実施に向けてはその準備期間も必要であることに加え、この地域が市民や訪れるの方々にとってわかりやすく、親しまれるよう地域の意向にも十分配慮しながら、町もしくは字名の変更について早期実現が図られますよう、23年度に予備調査に着手してまいりたいと存じます。

なお、北町や南町など字名変更が未着手となっている一部地域におきましては、今後その必要性が高まった時点で、順次取り組みを検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 学校給食センターにかかわって衛生管理体制と人材の確保と育成につきましては、私から御答弁申し上げます。

学校給食センターにおいて、食材や調理現場の管理を行う正職員の経過につきましては、出合議員からお話のあったとおりでございます。現状におきましては、平成21年1月以降、シルバー人材センターから学校給食センターの調理現場で長らく勤務した経験を持つ職員が派遣されているところでございます。給食の質や安全、安心を支えるのは調理員の技能の高さと食育等に対する意識の高さであり、その調理員を統括するのが臨時職員であるという、現在の体制は適切な状況であるとは申せません。

現在、調理場を総括している臨時職員から、その知識、技術、経験を現場作業の中で継承してもらおうとともに、調理員や栄養士、事務職員との連携を基本に、調理場内の衛生管理や人員管理を統括できる職員を育成し、安定した学校給食の提供体制を構築してまいる考えであります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 昼食を含めて、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時56分休憩）

（午後1時32分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番 谷口隆徳議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 平成23年第1回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたしま

す。

マニフェスト事業の進捗について質問いたします。

市長は、市政方針の中で高齢者が住みなれた地域で健やかで尊厳のある生活を営むことのできるよう、高齢者福祉、介護について、24年度からの第5期計画の策定に着手するとあり、超高齢化の中で安心、安全に暮らすことのできるまちの実現のために取り組んでいくとされております。どうか第5期の計画策定に向けて、高齢化率の急激な上昇の現実を踏まえて、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、高齢者等についての事業のうち、高齢者実態調査、住民の声やニーズの把握、また、障害のある方に対するサービス実施のため、昨年4月から制度化されて実施されております地域担当職員の活動と行政宅配サービスの活用についてお伺いしようと思いましたが、地域担当職員については、さきに質問がありましたので、行政宅配サービスについてお伺いをいたします。

制度化されて1年足らずで、その成果を問うことは難しいと思いますが、行政宅配サービスについても、高齢者や障害者の方にとっては行政との温かいつながりとして意味のあるものと思います。今後、これらのサービスの利用のニーズは高まってくると思いますが、現状の活動だけでなく各部署との連携を図るなど、高齢者や障害者の方にとっての安心で心強いサービスとなる生活支援や、悩み事相談にも広げる工夫も必要と考えます。

そこで、新制度の今年度の依頼件数をお尋ねいたします。更に、23年度も引き続き実施されるとありますが、今後、どのように進めていくのか考えをお伺いいたします。

次に、森林管理の担い手と人材育成について質問いたします。

国においては雇用対策、新成長戦略が検討され、実施に付されてきている中で、森林林業再生プランは、国土の約7割弱を占める森林管理の枠組みを経済再生の取り組みの有力な一環として位置づけられ提案されております。更に、国は森林吸収源対策にも力を入れており、森林整備を推進するために、間伐材促進法や公共建物への国産材利用を進める法律を制定し、推進し実施している現況であります。

森林林業再生プランの基本認識として、戦後我が国で造成した人工林資源の成熟化が進んでおりますが、森林の適正な管理がなされていない状況にあります。また、他方においては、森林施業放棄地の問題や、我が国が頼ってきた外材輸入体制の先行きは不透明さを増してきている中で、特に環境に優しい木材資源の利活用に対して、低炭素社会づくり推進の観点からも期待が高まっております。このような状況において、路網整備や森林施業の集約化、及び必要な人材育成を軸として林業経営の基盤づくりを進め、木材の安定供給と利用に必要な体制の指針として作成されるものであります。

そこで課題、問題になってくるのは、施業放棄森林をなくし森林をしっかりと健全な森林にするという目標が必要となります。そのためには従来から指摘のある森林管理の担い手問題、後継者人材の育成問題を検討していくことが急務であると思っております。現在は、緑の雇用対策に

よって従来 of 事業を継承し、かなりの成果を上げているとされておりますが、森林業再生プランの人材育成委員会では、市町村の森林管理職員、そして森林組合などで直接就業している労働者、この両者についての人材育成に力が置かれていることに注目すべきこととあります。フォレスター、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、グリーンマイスターなどの人材育成により森林の腐葉土、技術力の向上を含め検討されるとしております。

フォレスターは市町村において、市町村森林整備計画の策定支援を通じて地域の森づくり等の全体像を描き、あわせて市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対し指導等を行うものと位置づけされております。従来から、市町村森林管理関係職員は手薄であると言われ、平成の合併により経費の削減、節減や合理化によって、これらの職員は激減したことなどにより、管理体制は脆弱したのではないかと危惧されております。

このようなことから、本市においても懸命に取り組んでおりますが、広大な森林面積を有する地域として、フォレスターの役割を担う職員の体制強化を図るべきと考えます。森林整備に係る課題処理をするプロの職員を公募で採用し、体制の強化を図ることも必要と考えますが、どうでしょうか。

国は森林専用プランナーとして、路網計画や間伐方法などの森林施業の方針、利用間伐などの施業の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林使用者に提示して合意形成と森林施業の集約化ができる能力を有するプロを、平成23年度中に2,100人育成するとされております。

本市においても、市有林及び民有林を統括した形での森林の適切な管理運用がなされることが望ましく、担い手及び人材育成に取り組むべきと考えますが、お伺いをいたします。

次に、肝炎検診及び対応について質問をいたします。

現在、受診が進んでいない肝炎ウイルス検診について、2011年度から厚生労働省は検診率の把握に向けた実態調査を行うとし、また、肝炎対策基本法に基づく肝炎対策基本方針を年度内にまとめたとしております。これは肝炎ウイルスは感染しても自覚症状がなく、肝炎や肝硬変などに進行してから気づく患者も多いことから、受診率向上に向けた取り組みであり、さらにインターフェロン治療などの適切な治療を受けていない人はたくさんいるのが問題とされ、そのようなことから正しい知識の普及、受診、受療奨励の強化が必要とされ、また、働き盛りの世代を中心に受診が進んでいないことから調査が行われるものであります。

更に、国では道などを通じて個別の受診勧奨や医師が出向く出張検診を通じ、早期発見治療も進めるとされております。現状では、公的には肝炎ウイルス検診は市が40歳以上を対象に実施する検診と、保健所などの無料検診、更には民間企業などの独自検診の3種類があります。この受診機会の多様さが受診率把握を難しくしている面もあるとされ、市の検診ならば健康な人は40歳か41歳以上で一度検診すればよく、職場や健保組合、保健所などでそれ以前に検診を受けている人も多く、受診率の計算にはこうした人を除く作業が必要で、現状では受診者数を集計するにとどめております。

このたびの23年度の調査は、市町村の検診を対象に特定の地域時点に区切り、40歳以上の5歳刻みのものを対象として、年代ごとの受診状況を調べるとしております。本市においては、19年に行われました札幌の美馬医師の調査にもありましたが、C型肝炎及びB型肝炎の感染、発症率も高く心配されておりますことから、このたびの検診実態調査によりキャリアの早期発見、治療にも役立つものと思っております。

国は、事業費として来年度238億円を計上するとされ、その中で国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業には35億円が見込まれ、市町村には受診促進のための事業費の補助をされるとされております。本市は、道内でも発症率の高い地域でもありますので、感染者救済のため受診促進、早期治療を緊急に進めていただきたく、このたびの策定方針及び肝炎対策強化推進事業の具体的内容をお知らせいただき、早急な実施を望むものでありますが、今後どのような方針で対応されるのかお伺いし、一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から、森林管理の担い手と人材育成について答弁申し上げ、宅配行政サービスについては市民部長から、肝炎検診及び対応については保健福祉部長からそれぞれ答弁申し上げます。

平成21年12月に農林水産省が作成した森林林業再生プランにおきましては、3つの基本理念として、第1に、森林の有する多面的機能の持続的発揮、第2に、林業、木材産業の地域主権創造型産業への再生、第3に、木材利用、エネルギー利用拡大による森林林業の低炭素社会への貢献等により、10年後の木材自給率を50%以上に高めることとされております。

その後、平成22年11月に森林林業基本政策検討委員会で取りまとめられた森林林業の再生に向けた改革の姿におきましては、これまでの森林林業政策は森林造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営やそのために必要な実効性のある施策体制をつくらないまま、間伐などの森林整備に対し支援した結果、施業集約化、路網整備や機械化がおけるとともに、脆弱な木材供給体制や森林所有者の林業に関する関心の低下という悪循環に陥っている状況にあります。そのことから、森林林業に対する施策、制度及び体制について抜本的に見直し、新たな森林林業施策を構築していくことが必要とされております。

このため、第1に、森林計画制度の見直し、第2に、適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備、第3に、低コスト化に向けた路網整備等の加速化、第4に、担い手となる林業事業体の育成、第5に、国産材の需要拡大と効率的な加工、流通体制の確立、そして、第6に、フォレスター等の人材の育成等を進めることとされております。

そこで、谷口議員から本市においてフォレスターの役割を担う職員の配置体制の強化、あるいは専門職員を公募してはどうかとのお尋ねがございました。

森林における新たな制度に基づき、平成24年度には全市町村がフォレスターからの支援も受けながら、森林整備計画を策定する必要があり、平成23年度にはフォレスターの育成に向けて

道の林業普及員が準フォレスターとして研修により認定され、その後3年間の実務、研修等の経験のもとに、認定試験を経て正式なフォレスターが育成される仕組みとなっております。

本市においても、平成24年度の森林整備計画の策定に当たりましては、この準フォレスターより施業の計画書の実行状況の確認と指導を受けながら策定してまいりたいと考えております。

現在、本市の林務担当職員は実質2名となっており、うち1名は営林署出身で専門知識を有し、市有林の管理、事業実行を主に担当しておりますので、新制度におけるフォレスターの役割を担うのは可能と考えております。現在、この専門知識を持つ職員1名が市有林約2,500ヘクタールのうち、毎年約150ヘクタールの施業管理を実施している状況にあり、今後の森林施業の拡大に当たりましては、林業施策を担う職員の内部育成にまずは努めてまいりたいと考えているところであります。

また、市有林・民有林を対象として、地域における施業の集約化や施業の計画書作成を担う森林施業プランナーなど人材育成につきましては、民有林の森林整備を担う土別地区森林組合では、本年度1名のプランナーが認定登録され、民有林の森林計画の策定に当たられると聞いております。

本市においても、森林組合では施業計画の策定、森林整備事業や森林交付金事業の実施、更には民有林の森林管理巡視業務の実施など、林業振興に大きな役割を担っていただいているところであります。

道においても、普及指導に当たる森林室を道内に17カ所設置し、さまざまな地域林業振興のための指導が行われており、各地域で指導林家や青年林業士を認定し、本市においても2名の指導林家と1名の青年林業士が認定され、地域での林業後継者への活動の支援も行われています。

これらのことから、森林林業の再生に向けた施策が拡大する中で、民有林におきましては、道の関係機関及び森林組合はもとより、フォレスター、森林施業プランナーとも協力しながら適切な管理と指導を行い、特に市有林につきましては、市民の財産であることから、森林施業の規範となるよう関係機関等の協力を得ながら計画的な森林整備に努めてまいります。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、宅配行政サービスについてお答えいたします。

昨年4月1日よりマニフェスト事業のあたらしいまちの創造の一つとして、ハンディキャップのある市民の方への行政サービスの向上を図るために、満70歳以上の高齢者や障害のある方々を対象として、御本人やその家族の方が市役所や朝日総合支所に出向くことが困難なときに、職員が各種証明書等をお届けする行政の宅配となります宅配行政サービスを始めたところでありまして。

これまでの実績といたしましては、広報やホームページなどにより制度を周知してサービスを始めたところ、住民票1件であります。このことは多くの対象の方々が御自身で来庁され

ることが可能であることや、御家族等の御支援があることによるものと受けとめております。現在、本市の2月末での人口2万2,019人に対し、70歳以上の方は5,463人で、その率は24.8%となり、将来、少子高齢化社会がますます進行していくと想定される中、昨年の65歳以上のひとり暮らし高齢者実態調査では、992人の方の協力による調査結果がまとまり、外出しない、できない方が26%を占める結果となるなど、高齢者を取り巻く現実から、今後とも高齢者が安全、安心に暮らしていくための時代の変化に即応した施策の一つとして、このサービスの必要性は高くなるものと考えております。

今後の進め方につきましては、まだ制度開始から日が浅く、理解が深まっていないことも考えられますことから、広報やホームページなどによる周知とあわせ地域担当職員の活動の機会を活用して周知を図ってまいります。また、工夫などにつきましては、宅配行政サービスの利用があった際に他の要望等もお聞きし、可能なものについてはできる限り対応するための連携調整を図りながら、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、肝炎検診及びその対応についてお答えいたします。

肝炎は肝臓に炎症が起きている状態、すなわち肝臓の細胞が破壊されている状態のことで、原因別に4つの種類に分かれております。1つには、ウイルス性肝炎、2つには、薬物や毒物などによる薬剤性肝炎、3つには、アルコール性肝炎、4つには、異物を攻撃するための免疫系が自分自身を攻撃してしまうことによる自己免疫性肝炎があり、日本では多くがウイルス性肝炎だと言われており、B型及びC型肝炎ウイルスの患者感染者は合わせて300万人を超していると推計され、国内最大級の感染症とも言われております。

こうした中、本市では、平成14年度から18年度までの5カ年において、国のB型、C型肝炎緊急総合対策を活用の上、初めて肝炎検査事業を実施し、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の市民に、基本検診受診時に合わせ検査を実施いたしてまいりました。

更に、19年度以降現在まで、健康増進法などにに基づき40歳と41歳以上の未受診者を対象に、各種検診時にあわせて実施する個別検査、もしくは検査単独の日程を設けての集団検査において実施いたしているところであります。

そこで、感染者救済のための受診促進、早期治療に対して、国は現在検討し、23年度から実施予定の肝炎対策の推進に関する基本的な指針及び肝炎対策強化推進事業の具体的内容についてであります。

まず、基本的な指針についてであります。ウイルスに感染しているものの自覚のない方が多数存在することが推計されることや、医療体制が十分整備されていない等の課題が多いことなどから、これらの状況を改善し肝炎対策の推進を図るために、国や地方公共団体のみならず関係団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、より一層の推進を図ることを目的に策定

する内容となっております。

また、この指針に基づく肝炎対策強化推進事業の具体的内容についてであります。1つには、肝炎治療促進のための環境整備として、医療費助成の継続実施や治療に必要な情報等を記載した手帳の配付、2つには、肝炎ウイルス検査促進として医療機関、保健所等による出張型検診の実施、及び40歳以上5歳刻みの方を対象とした無料で受診が可能な個別勧奨メニューの追加、3つには、医療施設における肝疾患診療体制の整備を図り、患者や家族にケアを行うとともに、医療従事者に対する研修等の支援の実施であります。更に、4つには、国民に対する正しい知識の普及啓発として、自治体が行う普及啓発活動への補助や年齢、性別等に応じた受診状況等の実態把握、5つには、研究の推進として肝疾患の新たな治療法等の研究開発などが肝炎総合対策の5本柱となっております。

これらの各事業は、実施主体がそれぞれ都道府県、市町村等に定められており、市町村が実施できる事業といたしましては、40歳以上の5歳刻みの方を対象とした無料検査や未受診者への受診促進強化の実施、また肝炎に関する正しい知識普及のため、シンポジウム開催やポスター作成、新聞広告、チラシ配付などの啓発事業となっており、これらの取り組みに対し補助が行われる事業となっております。

こうしたことから、本市におきまして、現在40歳以上の未受診者を対象に無料で検査を受けられる事業を実施しているところであります。今後この受診者数の拡大を図る上からも、ただいま申し上げました市町村において実施可能な国の各種事業を活用し、感染者救済のための受診促進とともに、検査の結果、肝炎の陽性となった方に対しては、道の肝炎医療費助成制度の活用なども働きかけながら、医療機関での早期治療が行われるよう、その勧奨に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 13番 井上久嗣議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 平成23年第1回定例会に当たり、通告をいたしましたとおり一般質問をいたします。

初めに、コスモス苑に関する質問をいたします。

特別養護老人ホーム土別コスモス苑は、土別市が運営主体となり平成6年4月1日に開設され、施設介護入所者の定員50人と短期入所者、いわゆるショートステイの定員20人で運営をされてきました。平成22年度からショートステイ用の部屋を変更するなどの一部改修により、施設介護入所者の定員を20人ふやし70人とし、ショートステイの定員を10人としての運営に変更となりました。

それらの大きな目的の1つ目が、何よりも施設介護入所を希望される待機者数が100人を超える慢性的な定員数不足の一定の解消を目指したものであります。2つ目が、増床によるスケールメリットを生かした効率性の高い運営により、恒常的となっている一般会計からの繰出金を削減するという考えであります。

士別市介護サービス事業特別会計におけるコスモス苑に関する一般会計からの繰出金は、施設介護サービス事業、短期入所生活介護事業及びデイサービス事業合わせて、平成21年度決算で5,200万円ほどでありましたが、本年度におきましては2,358万円の予算額とし、2,800万円ほどの縮減を目指したものであります。

ところが、お聞きするところによりますと、本定例会の最終日に施設介護と短期入所とも大幅な収支不足に陥っており、その補てんをするために一般会計からの繰出金の補正予算4,900万円ほどが提案されるそうです。これを当初予算と合わせると7,000万円を超え、結果的に増床前の21年度より2,000万円ほど一般会計からの繰り出しが増える結果となります。

そこでお尋ねいたしますが、施設介護において、現在も100人を超える待機者がいる中、満床にできない原因をどう分析されているのでしょうか。今後の入所者数の推移はどうか把握され、いつごろ満床体制が構築される予定なのでしょうか。

収支関係で申し上げますと、例えばショートステイの介護給付費において、予算10人で計算されていたところ、決算では平均4人ほどの実績と見込まれており、2,000万円ほどの収支不足が起きると聞いています。この1点だけを見ても計画に安易さはなかったのでしょうか。

市民の感覚からいうと、施設介護において満床にならずとも、21年度までの50床より入所者数は増えている状況の中、収支不足は21年度よりも大きく増加するのは理解しづらいものであります。これら不足の詳細の分析はどうなっているのでしょうか。市民への説明も必要と思いますが、いかがでしょうか。

23年度予算を見ますと、士別市介護サービス事業特別会計の一般会計からの繰り出し、約7,200万円のうち、コスモス苑分は施設介護サービス事業と短期入所生活介護事業合わせて約5,300万円が繰り出されることとなっています。この額は増床前のデイサービス事業も含めた中での約5,200万円とほぼ同程度となっています。まだまだスケールメリットを生かせる状況ではないということなのでしょうか。当初、御説明をいただいたスケールメリット効果が出るのはいつごろとお考えなのでしょうか。

今まで私も含め、多くの議員がコスモス苑の民間委託に関する質問をしています。仮に23年度以降も増床前よりも一般会計の繰り出しによる負担が高どまりするような状況が続いても、直営で維持し続ける方針なのでしょうか。

昨年の第3回定例会の渡辺議員の一般質問において、今後早急に民間委託した場合の利点及び職員の処遇や指定管理者等の候補となる委託先の状況など、各課題について取り組みを行っている自治体に直接訪問調査を行い、運営委託について調査、検討を行いたいと答弁がありました。早急に行うと言われましたが、あれから約半年、現在までどのような調査が行われ、どのような検討がなされたのでしょうか。私は、市直営の他の介護施設の関連も含め、真剣に民間委託を考える時期と考えます。考え方をお聞きして、次の質問に移ります。

次に、子ども手当に関する質問をいたします。

一昨日の小池議員の答弁に重ならない範囲でお聞きいたします。

平成21年、政権交代により政府民主党は子ども手当を創設いたしました。マニフェストによると、15歳以下の子供1人に対し月額2万6,000円を全額国費で保護者に対して支給するというものであり、22年度は月額1万3,000円の半額実施、23年度以降は満額を支給するというものです。

しかしながら、政府は財源の確保ができず、1万3,000円の半額支給実施の初年度である22年度、地方負担のある児童手当を事実上温存させた上で、その不足額を予算化した経緯があります。23年度の政府の予算案によりますと、マニフェストの2万6,000円支給実施は早々と断念し、3歳未満児に限り支給額を7,000円引き上げ2万円とし、3歳から15歳までを1万3,000円にするというのが骨格であります。これは年少扶養控除の廃止により、3歳未満児を持つ世帯が最大6,000円の減収となることへの対応とされています。1万3,000円の子ども手当から6,000円の減収となった場合、差し引き7,000円となってしまふことからの批判を回避するものと思えてなりません。

結果的に、22年度と同じく地方負担を温存させ、給付費総額は2兆9,356億円を見込み、そのうち地方負担分は5,549億円とされています。地方との調整もなく、23年度も引き続き地方負担が残ったことに反対をする意味から、23年度予算案に子ども手当の予算化を見送り、負担拒否を公言する自治体が多数出ていることは周知のとおりであります。

そもそも保育所や児童館の整備などは、地域の実態に応じ地方が担当するべきだが、子ども手当のような全国一律の制度は地方側に工夫の余地は全くないため、全額国庫支出するべきで、何よりも約束違反であるという考え方が根底にあります。私もそう思います。

そこで、お尋ねいたしますが、本市の23年度予算案には子ども手当の負担分を予算化していますが、市長の予算化された思いと子ども手当の地方負担に対する考え方をお聞かせください。

さて、22年度の子ども手当支給において、全国で多くの混乱が見受けられました。例えば児童手当を算出する場合、支給基準が12歳以下で受給者の所得制限があり、第2子、第3子と子供の人数と年齢により算出の仕方や手当の額も異なります。

一方、子ども手当の場合、15歳以下で所得制限がなく、事実上の児童手当上乘せ分を計算するには、その複雑な算出をするための専用ソフトの導入が必要となりました。地方負担を強いるためにこれほど複雑な制度を温存させていくことに、どうお考えでしょうか。

最後に、子ども権利条例に関して質問をいたします。

1989年、国連総会で採択制定された国際条約である児童の権利に関する条約に、我が国は1994年に158番目の締結国として批准しています。1998年には国連・子どもの権利委員会が日本政府に対して、いじめ、虐待などに苦しむ子供の権利救済制度の立ちおくれを指摘し、2000年に児童虐待の防止等に関する法律が制定されましたが、国としては、この条約の総合的な具体化や実施に至っていないのが現状であります。

くしくも国連・子ども権利委員会が指摘した同年の1998年、兵庫県川西市が子どもの人権オンブズパーソン条例を制定しています。この条例制定の背景には、子供へのいじめ問題などへ

の対応が契機になったと聞いています。この後、各自治体において、いわゆる子どもの権利条例の制定が徐々に増えています。日本においては、国連の児童の権利に関する条約批准後、子供の権利保護の動きは自治体レベルで進んでいる状況と言えるでしょう。23年度予算書を見ますと、本市におきましても子どもの権利推進事業費60万円が計上され、子どもの権利条例制定に向けて調査、研究を進めるとあります。

そこでお尋ねいたしますが、市長が子どもの権利条例を制定する決意をされたその基本的な考え方をお聞かせください。

さて、子どもの権利条例には幾つかの形があります。1つは、さきに申し上げた兵庫県川西市の子どもの人権オンブズパーソン条例です。これは子供の権利侵害を保障する救済制度を設けたもので、子供の権利保護において個別型の条例ともいえます。

もう一方として例を挙げれば、2000年に神奈川県川崎市で制定された川崎市子どもの権利に関する条例です。この条例は子供の権利を総合的に保障する、いわゆる総合型初の条例であります。道内においも奈井江町、芽室町、札幌市で制定された子どもの権利条例は同じく総合型となっています。これらの2つは個別型、総合型どちらも子供の権利を保護することを主眼に置いた条例ですが、少子化対策、子育て支援、青少年健全育成などの施策を推進するための原則条例として制定する自治体も数多くあります。北海道が2004年に制定した北海道子ども未来づくりのための少子化対策推進条例は、まさに少子化対策を総合的に推進するための基本理念や道事業者の責務、道民の役割、施策の基本事項などを定めたものであります。

そこでお聞きいたしますが、本市が制定に向けて進める子供の権利条例はどのような形態のものを想定して進められるのでしょうか。私は、制定するとすれば総合型の条例を目指すべきと思いますが、考え方をお示しください。また、条例施行日はいつごろ目標にして進められるのでしょうか。

さて、先行自治体の子供権利条例の制定に向けた動きの中で、肯定派、慎重派、反対派と分かれ、大きな論議が巻き起こる場合も少なくありません。慎重派や反対派などから出される意見は子供の権利ばかりが強調され、幾らでも拡大解釈できるとの危惧や、権利では子供は育たない、子供たちがわがままになるなどといったものです。私は、そういった心配を感じるのがある面、率直な意見とも考えます。

しかし、冷静に考えますと、そもそも国連の児童の権利に関する条約には、児童の意見は児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとするように、無制限に子供の権利行使を認めたものではありません。また、条約には子供の発達段階に合わせて父母や保護者は指示や指導を与える責任と権利があることも条文化されており、家族という重要な観点も書かれています。市は条例制定に向けては不要な心配が起きないように、その骨子を市民に十分な説明を行い、パブリックコメントの活用も含め、慎重に進めながら生きた条例とすることを願って、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から、子どもの権利条例について答弁申し上げ、子ども手当については城守副市長から、コスモス苑の現状と今後については保健福祉部長からそれぞれ答弁申し上げます。

井上議員お話の条約は、未来を担う世界じゅうの子供が等しく、心身ともに健やかに育つよう子供の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などさまざまな権利を保障しており、これらの権利が子供を取り巻くあらゆる場面において実現されることを求めたものであり、子供を保護や管理の対象としてではなく権利主体として認め、子供に意見表明権を保障しているところであります。

しかし、日本の現状は児童虐待やいじめ、体罰、不登校など、子供が被害者となって苦しんでいる事例が増えており、子供たちが毎日を安心して自信を持って自由に生きているとは言い切れない状況にもあります。また、少子化や核家族化、地域社会の希薄化により、育児に関する知識や経験不足から子育てに過剰な不安を抱き、このことで親が孤立し、精神的に追い詰められている実態があり、井上議員のお話にもありましたように、条約を批准してから17年が経過しているにもかかわらず、条例の趣旨に即した具体的対策の実施が必ずしも十分でなく、子供たちの健全な育成に問題が山積している状況にあります。

そこで、初めに、条例制定に向けた基本的な考え方についてであります。近年、頻繁に発生している痛ましい児童虐待事件は、子供の生きる権利、育つ権利、守られる権利が侵されている典型的事例であります。そのほとんどが親のしつけと称して養育権の行使との言い分で行われている現実を見るとき、子供が健全に育つことを人として当然の権利として認めることが必要となっております。

また、近年、市民の多様な要望に対応した子育て支援が充実されている状況にはありますが、一方で、本市の保育サービス検討委員会において、母親の立場から保護者の利便性が優先過ぎると、子供が親と過ごす十分な時間がとれないことで、子供が健全に育つ権利が損なわれているのではないかと指摘があります。

このように、子育て支援が子供の目線に立ち、子供を保護するだけでなく、健全に育つことを大切な権利として認識し、大人が責任を持って実現していく必要があります。更に、現代の子供や青少年の問題として、すぐ切れる、我慢ができない、自分で考えられないという指摘があり、コミュニケーション能力や社会性をはぐくんでいくことが大変重要な課題となっております。

こうした子供の健全な社会性は実体験を通してのみ養われるものであり、コミュニケーション能力が高く、豊かな社会性を有し、そして郷土を大切に子供を育成するためには、子供の参加する権利を保障し、積極的な市政参加を促進していく必要があると考えているところであります。

こうしたことから、子供の意見を聞き、要望を政策に取り入れることにより、子供の市政参加を促すために、昨年度からこども夢トークを実施いたしており、私みずからが市内の小・中

学校に出向き子供たちとコミュニケーションを図り、意見交換の中から、今年度は通学路における街路灯の増設や市民プールの料金無料化など、特別枠で予算計上をさせていただいたところであります。

また、子育て家庭に対する支援について環境整備を進めるとともに、子供の健全な成長発達を促進するためにこども・子育て応援室を設置し、子育て支援対策の強化を図ったところですが、地域社会の養育力低下が課題となっている現状において、子育て支援は行政だけでなく地域全体の総意として取り組むことが必要であり、行政や地域の大人が責任を持って子供たちの権利を守り、育成していくことが何よりも重要なことと考えます。

このようなことから、子どもの権利条約の理念のもとに、将来にわたり市民と市が一体となって子供の権利を大切にするという姿勢を、自治体の法である条例として明らかにし取り組んでまいりたいと考えております。

この子どもの権利条例につきましては、本市が策定しようとする形態及び施行時期についてであります。子供に関する権利条例は、その権利の保障を総合的に定める総合条例、子供の救済や参加など権利保障の個別的な課題に対応するための個別条例、その他子供施策の方向性や権利を推進するための理念原則を定める宣言や理念条例の3つに整理することができますが、条例を制定している自治体の多くが総合条例であり、本市につきましても、子供の権利を掲げ市や市民、親の役割を定め、また、子供の参加や相談、救済制度を規定する総合条例を目指すものであります。

この子ども権利条例の施行時期であります。平成23年度には多くの市民の意見や当事者である子供の意見を聞くなど十分な検討を行い、平成24年度中に制定し、平成25年4月から施行できるよう推進してまいりたいと考えております。

次に、条例制定に向けてはその骨子を市民に説明し、パブリックコメントの活用など十分な市民の意見を伺い、慎重な対応をすべきとのこととあります。子どもの権利条例につきましては、子供がわがままになる、権利を主張する前に義務や責任を果たすべきであるなどといった意見も出されております。

しかしながら、子供の権利を認めるということは、子供の意見を聞き、それに誠実に対応することであり、決して子供の言いなりになることや、わがまます容認するものではないものと考えております。子供の意見が受け入れられないときには、その理由を十分に説明することが重要であり、こうしたことの積み重ねが子供自身の考える力を養うことにつながるものと考えております。また、権利を主張するということは、自分の意見を申し通すことではなく、自分の権利と同じように他人の権利を尊重することでもあり、みずからの権利の学習を通じてお互いに尊重し合うことを身につけていくものと考えております。

ただ、子どもの権利条例は地域の子供施策として大変重要であると同時に、井上議員お話のように、多くの方々のさまざまな考え方や意見があるものと考えており、このことから市民総意がなければ前進はできないものと考えております。したがって、子どもの権利条例制定

に当たりましては、その取り組み等の内容につきましては、広報紙など多様な媒体を通じて広く市民周知を図るとともに、講演会、研修会などを実施するなど啓蒙普及に努めてまいりたいと考えております。

また、条例制定に向けては、市民による検討委員会及び子ども委員会を設置し検討を行い、条例の素案ができましたら広報やホームページで公表するとともに、パブリックコメントの実施などできる限り多くの市民の御意見をいただきながら、市民総意の条例となるよう鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、子ども手当に関する御質問にお答え申し上げます。

子ども手当につきましては、民主党のマニフェストに基づく政策として、当初は全額国費負担とされておりましたが、22年度に引き続き23年度の予算につきましても、一部地方負担が残されたところであり、こうした国の対応についてどのように考えるかとお尋ねでございます。

この子ども手当制度につきましては、全国市長会におきまして、さまざまな角度から検討を行う中で一定の見解を取りまとめ、昨年12月27日には玄葉国家戦略担当大臣及び細川厚生労働大臣に対し申し入れを行ったところであります。

その概要を申し上げますと、地方財源については、市民からの切実な要望のある各種保育サービス等に充当する必要があるため、国の全国一律の現金給付である子ども手当については、全額国庫負担とすべきであること、また、現金給付である子ども手当と子育て支援、保育サービス等の現金給付のバランスに配慮する必要があること、そして、平成23年度の子ども手当において、地方負担が継続されることはまことに遺憾であるが、24年度以降の制度設計に当たっては、厚生労働省など関係省庁と地方公共団体の代表による会議の場を設け、自治体が従来積み上げてきた施策を取り入れ、制度内容について十分な検討を行うこととしております。

したがって、子ども手当の財源につきましては、全国市長会の見解にもありますように、基本的には国の負担とすべきであると考えますし、少子化対策や子育て支援策が国の将来を左右する極めて重要かつ喫緊な施策であるとの認識を共有する中で、国における恒久財源の確保に向けた論議がなされるべきものと考えております。

また、この地方負担につきましては、本市といたしましても、基本的には国の負担とすべきと考えておりますが、現状の国の厳しい財政状況や自治体負担が児童手当の範囲内であり、従来以上の負担増とはなっていないこと、更には地域経済低迷の中で子育て家庭の生活実態が厳しさを増しており、子ども手当が子育て家庭にとって大きな支援策となっている状況にありますことから、22年度同様に自治体負担を計上いたしたところでありまして、道内自治体においては、ほぼ同様の対応となっております。

また、井上議員のお話もありましたように、現行の子ども手当制度は従来の児童手当制度に上乘せされる形になっており、これは国の財源不足から一部地方負担を求める一時的な措置で

あり、このことにより受給者への直接的な影響はありませんが、電算システムにより子ども手当、児童手当の給付に占める国・道・市、それぞれの費用負担割合の算出手法があることなど、地方自治体の業務におきまして、若干複雑になっている面もございます。

ただ、現行制度は、あくまでも24年度以降の子ども制度手当の根本的な見直しを前提とした過渡的な制度であると認識しており、制度改正に伴う電算システムの改修費用につきましては、基本的には全額国費負担によって解消されるものであります。業務を安定的に遂行するためにも、子ども手当のあるべき制度設計について早急な論議、検討がなされるよう強く期待いたします。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、コスモス苑の現況と今後についてお答えいたします。

コスモス苑につきましては、井上議員お話のように、多くの待機者の入所受け入れと家族の方の介護負担軽減等を目的として、平成22年度に入所サービスを50床から70床に拡大し、一方、短期入所サービスを利用実績に即応して20床から10床とし、合計80床定員として施設の拡大を図ったところであります。

そこで、本施設の本年度の収支状況についてであります。

施設の改修工事につきまして、当初計画では22年度早々での工事の完了予定をいたし、入所サービスの受け入れについて、年間70床の計画を立てていたところであります。改修工事を行うに当たり、入所者がいつもと変わらない日中の生活を過ごすことができるよう、騒音、ほこりの飛散などの防止対策や、更には安全性の確保に配慮することが必要なことから、1日の工事時間が制限され、このため工事期間が長くなり、増床の居室整備は6月末の完成となったところであります。

このようなことで、昨年4月から6月までの入所者数は1日平均50人、増床後7月から本年3月までは57.4人、更に1年間を通しての平均入所者数は53.7人となることを見込まれるところであります。また、短期入所につきましても、入所サービス同様に10床の受け入れ計画を立てておりましたが、これに対し年間の平均利用者数は4.2人を見込まれることとなっております。このように入所者数は受け入れ計画を下回る状況となっておりますことから、介護給付費等の収入額は入所、短期入所合わせて約2億1,600万円、一方人件費、食材費等の支出額は約2億8,840万円となることを見込まれ、差し引き約7,240万円の収支不足が発生するところとなっております。

そこで、100人を超える多くの待機者がいる中で、満床にできない原因をどう分析しているかとのことについてであります。

増床に伴って待機者の受け入れを推進すべく、これに必要な介護職員を21年度の27人体制から8人増加し35人体制として増員計画を立て、この8人の採用について、介護技術習得の養成

期間が3カ月程度必要なことから、22年2月から4月までの間に計画的に求人募集を行ったところであり、しかしながら、応募者が少なかったことに伴い採用者も少なく、このため派遣職員を採用いたしました。増床の居室が完成し、受け入れが可能となった4月時点の介護職員は35人の計画に対し常勤換算で29.8人で、計画より約5人少ない状況でありました。その後も職員が充足されないことから、臨時職員、派遣職員を採用いたしました。一方、中途退職などもありまして、今年度1年間の平均介護職員数は29.6人で、現在は30.6人の職員数となっております。

また、新規採用の職員に対して経験年数の長いベテラン職員がマンツーマンで排せつや食事、入浴等介護業務の指導を行うわけですが、特に、昨年は中途採用の新人職員もおり、一般的に業務になれていないといったこともありまして、このように職員確保と職員指導等を含めて十分な職員体制を整えることができなかつたことにより、円滑な受け入れにつながらず満床にならなかつた原因であると考えております。

このような中で、今後いつごろ入所者の満床体制が構築されるのかとのことにつきましては、現在十分な介護職員の充足はまだ図られていないものの、昨年採用の臨時職員、派遣職員等につきまして、月日の経過とともに介護技術の習得などが図られ、全体的に一定程度体制が整備されてきておりますことから、本年2月で61人、その後4人の受け入れを行い、現在、65人の入所となっており、本年3月末、あるいは4月ころの早い時期をめどに満床としていく計画を立てているところであります。

また、ただいま申し上げます、本年度に見込まれます約7,200万円の収支不足について、21年度収支不足額と比較しての分析についてであります。22年度の収入状況において、入所サービスにつきましては、21年度を1,540万円ほど上回っておりますが、一方、短期入所については、これまで定期に利用されていた高齢者の方、あるいは新規の利用申請者も、特に昨年において、介護つき有料老人ホームやグループホーム、デイサービス事業所などの開設に伴う当該施設への入所などにより利用者が減少し、収入額で約1,570万円下回り、入所、短期入所合わせた収入合計ではほぼ21年度、22年度同程度となっております。

しかしながら、支出額につきましては、増員計画に基づく臨時職員及び派遣職員等の雇用や、更には、管理費におきまして重油代の値上がりによる光熱費の高騰に加え、ボイラー及び給排水設備等の修繕費などもかさみまして、このようなことから21年度の支出額を2,100万円ほど上回ったことが、21年度の収支不足額を大きく増加をした要因であるものと分析いたしております。

また、23年度予算の一般会計からの繰出金約5,300万円についてであります。現在、夜間の介護業務におきまして、職員数の関係から週のほとんどを3人での対応といたしておりますが、これを1階、2階のフロアーにそれぞれ2人ずつの常時4人を配置した夜勤体制とすることに加え、日中の介護業務においても一層のサービス向上に向け、特に、22年度より入所者の入浴日を増加したことなどもありまして、これら24時間介護業務全体の円滑な勤務形態を確立する

上からも、更なる介護職員の増員とその人材育成が必要となっております。

このため23年度において、こうした介護業務における職員体制の整備を図るべく、正職員、臨時職員配置の拡大を計画いたしており、こうしたことを主な要因として、22年度予算と比較いたしまして繰出金が増加しているところとなっております。また、このような一般会計からの繰出金が出ている中で、コスモス苑を民間委託していくことについて、どのように考えているかとのことについてであります。

コスモス苑の民間委託につきましては、井上議員お話のように、平成22年第3回定例会の渡辺議員の一般質問に対し、本施設の円滑運営の選択肢として、今後十分に考えていく必要があり、このことから各自治体における民間への運営委託に移行した施設について調査を行い、検討していくとお答えいたしましたところであります。この調査内容といたしましては、民間委託等を実施した近隣自治体を中心とする7施設について、まずは委託後の職員の処遇と委託した場合のメリット及びその導入までの期間、さらには委託する指定管理者等の選定とその管理料金など、各種課題について調査を実施いたしましたところであります。

こうした上で、コスモス苑の民間委託につきましては、今日的な社会情勢や財政状況などを見据えた場合、民間活力、ノウハウ等の活用と経費節減を見込むことのできる民間への運営委託は、本施設のスケールメリットをより効果的に生かしていく上からも、検討を進めていくことが極めて重要であると考えております。

したがいまして、新年度早々に各自治体における調査結果なども参考にしながら、コスモス苑を含む各施設について、効率的な施設運営が図られるよう庁内関係部局によるプロジェクトを設置し、民間委託等について具体的に検討いたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私の午前中の答弁の中で誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

訂正の内容につきましては、さきの斉藤議員への答弁の中で、4丁目プラザは今年度をもって閉鎖する旨の答弁をいたしましたが、3月4日、中央商店街振興組合の三役会において、経費の縮減を図りながら、引き続き運営を継続することが決定したとのことが確認されましたので、閉鎖することとなったとの答弁については訂正をさせていただきます。

なお、今後の運営に当たりましては、改めて協議をさせていただきたいというふうに思います。

また、答弁に当たりまして、事実関係の確認が不十分だったことについて、ここでおわびを申し上げ、今後はこのようなことが起こらないように十分注意を払ってまいりたいと思います。

以上申し上げまして、おわびと訂正にさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明11日から17日までの7日間は休会いたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、明11日から17日までの7日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時40分散会）